

## 貿易・経済摩擦をめぐる「政策論」\*

——一つの展望——

渡 部 福 太 郎

### 目 次

1. はじめに
2. 多様な「対応策」の提言
  - I. 直接的な各種の「対応策」
    - (1) 輸出自主規制
    - (2) 摩擦相手国への企業進出
    - (3) 外国為替市場への介入
    - (4) 輸出税または輸出課徴金の設定
    - (5) 輸入補助金と輸入課徴金
      - (i) 輸入補助金
      - (ii) 輸入課徴金
  - II. 市場開放政策
    - (1) 関税の引下げおよび直接的非関税障壁の撤廃
    - (2) 間接的な非関税障壁の改善
  - III. 貿易と間接的につながる「対応策」
    - (1) 税制格差の是正
    - (2) 有価証券投資の制限
    - (3) 内需拡大政策
  - IV. 援助・政治・文化摩擦
    - (1) 援助政策と貿易摩擦
    - (2) 政治的要素と貿易摩擦
    - (3) 「文化摩擦」への対応策
3. 特恵関税制度に関する「政策論」
  - I. 特恵関税制度の役割・効果・問題点
    - (1) 特恵関税制度の果した役割
    - (2) 日本の特恵関税制度の貿易への影響
    - (3) 貿易摩擦とからむ特恵制度の問題点
      - (i) 農林水産品貿易における特恵関税

### 制度

- (ii) 國際的産業調整との相互関係
- (iii) 経済援助総体のなかの特恵関税制度の位置
- (iv) 開発途上国に対する優遇措置
- II. 特恵関税制度に関する政策的視点
  - (1) 自由貿易政策と特恵制度の関係
  - (2) 援助政策としての特恵関税制度
  - (3) 特恵適用に対する制限的な措置
  - (4) 特恵利益享受の不均衡の調整問題
  - (5) 「公正な競争条件」と特恵関税制度の関係
  - (6) 新ラウンドと日本の市場開放
4. 自由貿易体制維持のための「政策論」
  - I. 自由貿易体制をおびやかす諸現象
  - II. 國際調整を困難にする通貨・金融上の諸現象
  - III. 結論的に導出される「政策論」
5. 「新ラウンド」の推進にみられる「政策論」
  - I. 貿易・経済摩擦と「グレー・ゾーン」の措置の増大
  - II. 「新ラウンド」における主要討議事項に関する「政策論」
    1. 関税政策について
    2. 非関税障壁の撤廃問題
    3. 発展途上国問題

\* これは貿易摩擦に関する研究の第1部をなすものである。この研究は、学習院大学特別研究費の交付をうけた共同研究「貿易摩擦に関する研究」における筆者の担当分野についての報告の一部である。

- 4. セーフガードについて
- 5. 農産物および天然資源產品貿易
- 6. 繊維および衣類貿易
- 7. 不正商品貿易問題の取扱い
- 8. サービス貿易
- 9. 先端技術貿易
- 10. 貿易関連投資について
- 11. 多角的貿易交渉における協定（MTN協定）および取極め
- 12. ガットの信認回復と機能強化について
- 6. 内需拡大をめぐる「政策論」
  - I. 貯蓄投資バランス論からみた経常収支
    - (1) 輸出入差額と収支改善
    - (2) 内需拡大のための収支の図式
  - II. 内需拡大と為替レート
    - (1) 円安・ドル高と金利
    - (2) 内需拡大の重要性
  - III. 内需拡大の実現
    - (1) 内需拡大と税制
    - (2) 民間支出増大のための手段
    - (3) 内需拡大と輸入
  - IV. 長期的視点にたつ内需拡大
    - (1) 貯蓄に関する政策
    - (2) 輸出型産業構造の調整論
  - V. 要求度の高まった内需拡大策
- 7. 貿易と経済摩擦に対する多様な視点
  - I. 貿易摩擦における心理的・政治的要因
    - (1) 「スケープ・ゴート」
    - (2) 「ポリティカル・サイクル」
  - II. アメリカと日本の間の戦後経験と貿易摩擦
    - (1) 経済的「侵略」の視点
    - (2) 「小国意識」の問題
    - (3) 「日本のメンタリティー」論
  - III. 歴史的プロセスとしてみた貿易摩擦
    - (1) 「昂揚期」と「停滞期」
    - (2) 各国が経験する歴史的プロセス

#### IV. 多国籍企業にとっての貿易摩擦

- (1) 企業からみた貿易
- (2) 貿易摩擦への視点の違い
- 8. 政策手段の割当てにおける認識の共通化

### 1. はじめに

先進諸国ではこれまで、アメリカや西ヨーロッパ諸国と日本の間の貿易・経済摩擦への対応のあり方について、また、より広く、現代世界におけるそれら摩擦に関連する内外の諸制度について、さまざまな論議がおこなわれてきた。そこには個別品目をめぐる対策からマクロ的な経済政策にいたるまでの広範な問題があつかわれ、また政治的あるいは軍事的な側面から文化的あるいはエスニック的な側面にいたるまでの政策が論じられ、また、ガット体制や国際通貨の領域から特恵関税制度や対外投資の領域にわたる政策までが、貿易・経済摩擦の論議に関連して論じられている。

これらの論議は、貿易・経済摩擦に対する対策という視点ばかりでなく、国際経済に関する政策の分析という視点からも興味深いことである。これまでの政策上の論議あるいは提言や提案は、その力点のおきどころや包括する内容に応じて、いくつかの項目に分類することができる。たとえば、それを列挙すればつきのようになるであろう。

1. 当面するアメリカや西ヨーロッパ諸国と日本の間の貿易摩擦に直接に関係する政策を論じるもの。
2. 特恵関税制度に関係するもので、主に発展途上国との貿易関係に力点をおくものの。
3. 自由貿易体制のあり方について、ガットや新ラウンドと関連して、貿易摩擦の対応を、より間接的にとりあげるもの。
4. さらにより広く、国際経済秩序の視点

から摩擦問題に対応する立場に立っているもの。

5. 貿易・経常収支の側面にからみ、資本供給問題の視点からとりあげるもの。
6. 経済のソフト化・サービス化と関連づけて貿易摩擦をとりあげるもの。
7. 産業調整とからみ、個別品目ないし個別産業の対応をとりあげるもの。
8. 為替レートあるいは国際為替レート制度の視点に立って政策を論じるもの。
9. 政治、文化などの非経済的要因や歴史的要因などと関連させて、摩擦への対応をとりあげるもの。

いうまでもなく、この小論において、これらのすべてにわたって考察することはできない。ここでは、このうちのはじめの五項目と、わずかではあるが、最後にかかげた項目をとりあげ、その項目に包含される「政策論」をとりあげ、考察することにしたいと思う。<sup>1)</sup>

## 2. 多様な「対応策」の提言

ここでは、まず、貿易摩擦に関連して直接に論じられ、また提言もされてきいくつかの主張を簡潔にとりあげることにしよう。それには輸出入に直接介入するタイプの政策から（その代表例が輸入割当）為替レートや税制などに政策的措置を加えるタイプのものまでさまざまある。<sup>2)</sup>これまでおこなわれ、また提案してきた各種の政策的な主張や提言にしたがい、漸定的に分類してまとめてみると、ならばつぎのようになるであろう。もちろん、その順序は別に有効性とか、実現可能性とか、経済合理性とかの序列とはまったく変りがないからである。

1) 6.から9.までのうち、7.の部分は個別品目ないし産業にかかわるものであり、産業調整の視点をふまえながら、日本についての実情を明らかにしておくことが必要である。いわゆる構造不況産業のなかには貿易摩擦と深くかかわりあいのあるものもあり、貿易摩擦は先端的産業から構造不況産業にもまたがるものである。  
2) いかに多様に存在するかは文献〔9〕によってたしかめることができる。

い。

### I. 直接的な「対応策」

#### (1) 輸出自主規制

これは繊維、鉄鋼、カラーテレビ、自動車など数多くの貿易品目について実行され、その都度、それ相応の効果と評価をあたえられてきたものである。相手国の立場からみれば輸入抑制の代替策であり、輸入国の責任でなく、輸入を抑制できる。

貿易収支の改善の視点からもそれなりに即効性のあるものであり、また雇用問題などいろいろと摩擦のある分野で実施することで、その社会的緊張を緩和するのに役立っている。

日本ではもっともよく採用されてきた政策であるが、自動車の例に典型的にみられたように、これはアメリカの自動車価格を高水準に維持することを可能にする。のためにアメリカと日本の自動車産業の利益を増加させる作用をもち、ユーザーの視点からみると、不利な所得の移転が生じることになる。独占禁止法に抵触することになる可能性もあり、場合によっては、輸出自主規制をしなければ非難され、輸出自主規制すれば独禁法違反になるという妙な事態にもなりかねない。輸出自主規制は一種の輸出カルテルであることにはかわりがないからである。

さらに、輸出自主規制は一度実現されると、なかなか規制解除ができない、という面がある。それは価格の低下の防止、その高水準の維持のあたえる利益を放棄することは、メーカーにとって苦痛をともなうものであるからである。一時的な輸出の規制により、輸入国の当該産業のコスト引下げの努力を援助するとはいっても、短期間に果してその努力がみのるのかどうか、予想の限りではない。しかし、産業調整がもしこののであれば、その自主規制は有効だ

ということになる。

問題は、相手国政府がかならずしもそれを求めているとは限らないケースもある、ということである。アメリカ政府部内では、日本の自動車の輸出自主規制の期限延長問題がでたとき、その延長をとくには求めなかつたが、日本側はむしろ延長を決定した。そのため、アメリカ議会の一部議員グループはその延長に不満を表明した。もっとも自主規制と同時に、その輸出限度枠を拡大したことが問題であったのかともみられたが、アメリカ自動車産業の高収益と高報酬が議会の批判の対象になったことはたしかである。

この政策は有効ではあるが、当事者である二国間協議によるものであるため、その決定プロセスはかならずしも透明であるとはいえない。ガットの枠外においておこなわれることから、こうした輸出自主規制が大量に出現した場合、事実上は自由貿易が消滅して、ガットの存在は形骸化してしまう。しかし、そうなった場合の国際的な責任は不明確であるところから、この種の政策はグレー・ゾーン（あるいはエーリア）の措置とよばれている。

輸出自主規制を実施する国についてみると、この政策は日本の当該生産物のメーカーの間の「競争」を「割当て」にかえてしまうという欠点をもっている。自由市場の視点からみると、この点ははなはだましい点である。競争原理の作用を鈍らせてしまうからである。この「割当て」を、もし産業内の民間組織がおこなえば、まさにカルテルそのものである。輸出自主規制の場合は、政府がそれを実行するということから、民間のカルテル行為と区別されているにしかすぎない。しかし、本質は同じことである。したがって、実施する輸出国にとっても問題であることにはかわりがない。

## (2) 摩擦相手国への企業進出

特定の生産物の輸出が輸入相手国で問題とされ、摩擦が長びいてくるとき、しばしばいわれるが、その当該生産物の生産企業はその輸出のかわりに、相手国に進出して工場を建て、生産をおこなうことである。これは生産物の輸出のかわりに、それを生産するための生産施設を相手国に輸出することである。

たとえば、日本で自動車を生産して輸出するのではなく、アメリカに自動車工場を建て、そこで自動車生産をおこない販売するとき、アメリカでの雇用を増大させるから、アメリカの自動車メーカーの縮小による雇用減少を相殺することになり、雇用面にかかる摩擦は緩和されることはずつである。

しかし、アメリカの自動車メーカー自体のなかには、日本のメーカーの進出によって苦境にたつ企業がでてくる。もしそうした事態が極端に進行するならば、そのこと自体が新たな摩擦の火種になる、ということもありうる。商品輸出に対する代替としての直接投資（対外進出）は、問題の輸出国企業の進出によって、輸入国企業との代替を促進し、それが摩擦をひきおこすのである。これは相手国内に日本企業が厳然と存在するのであるから、容易にエスニック的要素に色どられる可能性をもつということである。

また、直接進出の場合、相手国市場においてどこまで部品などの購入が可能か、という問題がおきる。完全なノック・ダウン方式の単なる組立てであるならば、相手国が発展途上国でもない限り、通用しない話である。部分的には相手国内において調達ということになるが、問題は、妥当な価格で求める品質のものがえられるかどうか、である。たとえば、鋳物などの場合にそれができないということもおこりうる。その調達のために別な努力が必要となる。もし

部品の現地調達義務付けがここで要求されたとしたら、これは厄介なことである。

相手国市場での部品調達のみでなく、労働力についても問題がないわけではない。労働組合が相手国内ではことなった行動パターンを示すかもしれない。そうしたことから、結局はコストが高いものになってしまふかもしれないし、エスニック的要因が摩擦をひきおこすかもしれない。直接投資という代替物はかならずしも充分に信頼できる貿易摩擦の代替機能をもたない可能性をつねにもっている。そうした形での企業進出は、たとえば日本からの「日本の経営方法」の輸出ということで、プラスの側面をもっていることもたしかである。

貿易摩擦を回避するために、相手国へ企業進出する場合、それが当該企業にとって重荷になることもあります、そうでない場合もある。それは個々の企業自身のリスクの負担問題であるが、国民経済全体の立場にたってみると、いくつかの問題が付随しておきてくる。

一つは現地での生産と供給の増えた分だけ輸出の停滞が生じ、場合によっては輸出が減少することである。そのため国内における雇用機会が潜在的に減少するし、ときにはそれが顕在化する。この場合には貿易摩擦が回避されるかもしれないが、そのかわりに、国内では雇用問題が生じる。企業進出は潜在的には失業の輸入であり、それが大量になり、顕在化の危険が高まるならば、貿易摩擦の回避を目的とした外国への直接投資は、別な形の摩擦をひきおこす可能性をもっている。

もう一つは、進出した企業が本国へその生産物を輸出することで、新たに国内に貿易摩擦をひきおこす可能性である。現状でみるとかぎり、そのような可能性は少ない。しかし、国際化していく企業の場合、企業にとってもっとも望ましい生産・供給体制

がかならずしもその国民経済にとっても望ましいことになるかどうか疑わしい、ということをおきてくる。

### (3) 外国為替市場への介入

日本のアメリカへの輸出が伸び、逆にアメリカからの輸入が伸びない理由の一つとして、ドル高・円安の為替レートが一般化していることが指摘され、その是正が重要な政策措置とみられてきた。貿易が為替レートの高さで大きく左右されることは理論的にも否定できないし、現実的にもそうである。西ヨーロッパ諸国とアメリカの間においてもヨーロッパ諸国の通貨の対ドル高目の評価が貿易に影響しているとみられてきた。

このドル高是正のために、1960年9月以来アメリカと日本が為替市場に介入し、ドル安・円高を誘導してきたが、この効果が貿易面にあらわれるのに1年、2年というほど長い期間を要するのかどうかわからないが、これまでの経験ではマクロ的にはそれぐらいの期間をへないと、輸出額や輸入額に対する影響がでつくすことにはならないであろう。

この介入はあくまで日本とアメリカの中央通貨当局の行動であるから、いつまでこの市場介入が続けられるかは、日本銀行の手もと流動性（ドル）の保有状況と、アメリカのドル供給増による市場介入措置の維持決意にかかっている。しかし、もしそのドル高・円安の是正があまりにも急速に進むならば、貿易は混乱におちいることになる。

為替レートの変更がどのぐらいのタイム・ラグでもって貿易に影響するのか、またその間、ずっと為替市場への介入をづけることができるのか、他の要因（たとえば物価や貿易量の急激な変化）が変化して、為替市場への介入を阻害しないかどうか、など介入政策には問題もある。

為替市場への介入政策はあくまでも一時的な措置であり、永久にとまではいかなくとも、長期間にわたって介入しつづけ、為替レートを希望する水準に釘付けすることはできない。それを可能にするのは、他の政策によって為替市場が均衡レートとして、その希望するレートを実現しうるようになることである。

介入政策は通貨供給量の変動をともなう。自国の通貨価値を高めるために、為替市場に介入するときには、ドルを売り、自国通貨を買うことになるから、民間への通貨供給量は減少する。日本のケースにそくしていえば、円供給量はその限りにおいては減少し、通貨面では引きしめ方向にむかう。他方、アメリカの側は逆になる。ドル安とするためにはドル供給量を増加させる。為替市場においてドル価値を引き下げるには、ドル売り、円買いという介入をおこなうことになるから、アメリカでの民間へのドル供給量は増大し、それだけ通貨面では緩和の方向にむかうことになる。両国でそうなるから、両国が協調して介入することになるならば、世界全体としては、ドル供給量が増大することになる。

このような円供給量の減少とドル供給量の増大が、経済活動やインフレーションにどのような影響をあたえるかは、為替レートの変化とは別に重要な関心事項である。<sup>3)</sup>

#### (4) 輸出税または輸出課徴金の設定

これは輸出増大に歯止めをかけるために設けられるものであり、日本の場合にはしばしば論議の対象となってきたものである。税率または課徴金に該当する金額だけ、輸出品価格が上昇するために、それだけ輸出が阻害されることになる。

これは実質的には複数為替レートを設定

3) 文献〔11〕は、マネタリー・サイドについて論じた政策論の代表例の一つであるが、市場介入そのものについては、この文献をみられたい。

することと同じになる。輸入について適用される為替レートと輸出について適用される為替レートが異なり、後者の方が不利になるようにきめられているとみればよい。日本の場合にもし設定されたとすれば、輸出品については円高（課税または課徴金の分だけ）になったということである。

もちろん、それは輸出者の立場からみてのことであり、政府の立場にたてばそれだけ税収が増加する。その税収の増加はその利用の仕方いかんにより国民経済にさまざまな影響をあたえることができる。

この政策的措置は、輸出はしない方がよいのだという感情を国内企業の経営者にあたえることによって、経済的活力にマイナスの影響をあたえる危険性をもっている。その点が日本のような経済にとって問題であるとみなされ、経済界の一部からしばしば部分的に提案され主張されることがあったのだが、ついにこれまでのところ採用されることはないかった。経済合理性につらぬかれた人たちばかりで経済が動かされているわけではないから、ということもあるが、経済活力というものはやはり構成員の微妙な精神の動きに根ざしていることの当然の帰結であったともいえる。

#### (5) 輸入補助金と輸入課徴金

##### (i) 輸入補助金

これは先の輸出課徴金と対応するものであり、輸入を促進するために輸入に対して補助金を与えるという考え方であるが、これは輸出課徴金とペアになるとき、為替レートの変化と同じことになる。輸出課徴金により輸出価格が一定パーセントだけ上昇し、輸入補助金により一定パーセントだけ輸入価格が下落するとすれば、それは本質的には為替レートの切上げと同じことになる。もしこのパーセントが同一であるならば完全に為替レートの切上げと同じである。

輸入補助金が設定されても、どこからも

苦情がこないと思われるが、どこの同をみても貿易摩擦に関連して、とくに貿易収支不均衡のからんだ摩擦に関連して、輸入補助金を政策として示したところはない。

日本の場合、間接的にこれに相当する政策をとった。日本の貿易収支の黒字、とくにアメリカや西ヨーロッパ諸国との間の貿易収支の黒字に関連し、輸入促進ミッションを日本から派遣したり、それらの国の消費財などを積んだ見本市船を日本の主要港を回遊させたり、輸入品購入キャンペーンを大々的におこなったりした。1984年から1985年にかけては、首相みずからテレビで国民に呼びかけ、また政府は有力な民間企業にたいして輸入品を購入するよう強く要請し、商社などは輸入消費財の「開拓輸入」に努力するよう強く求められた。

この段階までくると、もはや政府財政からの支出による輸入促進キャンペーンとはいえないし、自由市場経済の根幹にふれかねない政府の民間企業活動への介入となっているが、しかし、前段階のところまではあきらかに間接的ながら、一種の輸入補助のための財政支出となっていた。これは日本独特のやり方であり、日本以外の国ではとても実行できそうにもない「精神運動」的なキャンペーンであった。

#### (ii) 輸入課徴金

これは逆に、輸入増大になやむ国が採用する政策であり、輸入補助金がとりあげられる状況と対照的な状況である。しかし、この輸入課徴金は、はっきりとした輸入制限を目的とした政策的措置であることから、自由貿易を基本におく現在の国際経済、とくに先進工業諸国との間では非難の対象となる政策的措置である。ガットの精神に反するということである。輸入を拡大する方向ならよいが、それを縮小する方向を狙う政策は基本的にはガットの精神、自由貿易体制をささえる精神に反するとみなされてい

る。

この政策的措置と対応するのが輸出補助金である。これもまたガットの精神に反するものとみられている。アメリカと西ヨーロッパ諸国との間の貿易摩擦の一つは、西ヨーロッパ諸国からの「かんきつ類」と「パスタ」「フルーツ缶詰」が補助金付きの輸出であるというアメリカ側の主張に端を発したものであった。これまでみたところでは、輸入促進と輸出抑制を目的とした政策については一応受け入れられているが、その逆である輸入抑制と輸出促進は各国とも自由貿易の原則に反するものとの判断を下している。

なお、これまで述べてきた税金や課徴金、さらに補助金については、いずれも税制の変更その他の諸問題がつきまと。そうした変更がその効果を相殺する作用を誘発する可能性がある。どのような政策についても、制度上の変更やあるいは議会におけるかけひき上の動きが必要である場合、本来の狙いを阻害することは充分にありうる。また、輸入補助金の場合には、先進各国がともに財政改革・支出削減の必要にせまられていることもあって、一般的には実行されないのが普通である。

また、それぞれの輸入財や輸出財に関するそれぞれの価格彈力性のいかんが、為替レートの変化や課徴金や補助金や課税の増減については問題となる。その価格彈力性のいかんでは、それらの政策が事実上効果がないということもありうる。効果出現までのタイム・ラグについてはすでに言及しているが、一時的な攪乱としての民間行動も、たとえば「かけこみ輸出（入）」や「だしぬき的な輸出（入）」という形でおきてくることもある。こういったことは政策上の変更が予想（確定的に）されるときにはつねに発生してくるものである。この点は以下に述べるケースについてもあてはまるであろう。そのつど、これら

の点について言及することはしないが、念頭におく必要がある。

また、特別に一つの項目をたてなかったが、輸出と輸入をリンクするという考え方もある。一定の比率、あるいは正確に同一比率で、輸出と輸入を連動させることで、貿易上のバランスをはかり、摩擦をさけようとする考え方である。これは貿易不均衡がどうしても解消せず、しかも解消が緊急課題のときになりたつかもしれない政策である。しかし、これはいかにも緊急事態的であると同時に、すくなくとも、通常の先進工業国的世界ではとてもまともにとりあげられるべきものとは思えない。自由市場経済とはほとんど両立の不可能な方式である。

それはほとんど完全な管理貿易でもないかぎり実行の不可能なものであり、自由企業体制のもとでの管理貿易は、いわゆるブラック・マーケットの形成をとおして、その政策の狙いを事実上ほりくずしてしまうばかりでなく、経済社会のモラルを破壊することによる国民経済上の損害は計りしれないものとなろう。

## Ⅱ. 市場開放政策

輸入を拡大するために、国内における各種の輸入抑制につながる制度や慣行を変更するというのが、もっとも通常的にいわれる市場開放政策である。これは、すでに輸入が自由な民間取引にまかされているときにはあまり問題とはなりえない。制度や慣行が輸入の自由な流れを阻害しているという状態から出発するのがこの政策の特徴である。

これは直接に輸入にかかるものと間接に輸入にかかるものとの二つに分類される。前者の代表的なものが、関税障壁および輸入に直接かかる（たとえば輸入割当などの）非関税障壁であり、後者の代表的なものは、国内法によって結果的に障壁となるもの（たとえば薬事法による検査基準など）や取引上

の慣行（総代理店制や企業グループ内取引など）などである。

### (1) 関税の引下げおよび直接的非関税障壁の撤廃

関税は一般的にどこでも賦課されているが、問題はその水準である。あまりにも高い関税は、事実上は輸入を禁止しているに等しいし、それに近いとまではいえないが、2桁水準でかなり輸入抑制効果をもっているケースが問題となる。

ガットにおける多角的関税交渉はこれまで、幾度となく開催され、なかでもケネディー・ラウンドと東京ラウンドは、関税引下げに大きい成果を生んだ。しかし、個別品目について、なおそれぞれの関心の高いものに高関税が課されているケースが多く、その引下げはつねに貿易摩擦への対応のプロセスで、中心的な課題あるいは中心的な争点の一つとなってきた。

現在、平均関税率の低さはそれ自体として問題とはならず、当事国間において、それぞれの関心品目の関税の高さが問題とされている。こうした高関税の品目は多くはその国の産業保護と深くかかわっており、その引下げは決して簡単ではない。関税一括引下げの網の目からもれたものであり、その引下げは国内の政治的、社会的な反作用をひきおこさずにはすまないものである。それだけに、当事国間の関心品目の関税引下げは、つねにといってよいほど難行しており、貿易摩擦の解消を困難にしている要因となっている。

また、非関税障壁をなくす場合、ときにはその代償に関税が引きあげられたり、あるいは、国内的に各種の財政上の補助金支出や税制上の優遇措置など、さまざまな代償があたえられることが多い。貿易摩擦の視点から問題となるのは、とくに関税の引上げである。補助金もときには問題となりうるが、外国からの輸入に対抗することが

困難なために保護をうける、という受け身の産業の場合には、問題となるのは関税の引上げである。

いずれの国にも存在する弱体産業のための政治的プレッシャー・グループは、ときには貿易摩擦の緩和すらを困難にするばかりでなく、ときには新たな摩擦の種をつくりだしてくる。アメリカ議会における保護主義的措置を正当化するための立法措置への動きもそうであり、日本における特定の農産物に対する保護的措置の緩和の反対の動きも同じことである。ただ、少し異なるとすれば、それはアメリカの場合には、自由に輸入できていた状態から、それを制限する方向への動きであるのに対し、日本の場合には、これまで輸入を制限していた状態から、その制限を緩和することに反対するという方向への動きだということである。

直接的な非関税障壁は、はじめから輸入を抑制する目的で設定されるものであるから、輸入数量を限定した一定の枠をもうけるとか、さらにそれを国別にきめるとか、あるいはその輸入時期に限定をもうけるとか、といった措置がとられる。直接的な輸入数量規制とよばれるものがその典型的な例である。しばしばそれは差別的な関税（季節に応じたもの、数量に応じたもの）と併用される。これらを撤廃することは間違いない貿易摩擦を解消するであろう。ただし、サービス貿易の場合とか、有価証券取引の場合にはまた別の問題があるので別途の政策が必要である。

輸入の数量規制の撤廃という政策は、その効果が期待され、しばしば強くその実施がもとめられているわりには、それがあまり実行されてこなかったように思われる。その最大の問題点はそれによって打撃をうける産業にたいする措置である。いわゆる産業調整がここでの最大の問題である。

産業の転換にせよ、産業の縮小（ときに

は「自然死」）にせよ、それは容易ではなく、なんらかの財政上の、あるいは金融上の代償を求められるのが普通であり、また必要でもある。なぜならその産業の自力による転換が可能であるとしたら、またその意欲があったら、すでにそれを実行していたとみられるからである。それぞれ具体的な産業の名前が示されるならば、その点に関してさまざまな評価があたえられることになる。いろいろな条件のからみあったなかで、どこまで財政上の措置をとるのか（つまり納税者が税金として拠出した所得をそれら産業の更生に分配するのが妥当か）は経済的にのみは評価できない多様な問題点をはらんでいる。

もう一つの問題は、いろいろな意味における安全保障問題とのかかわり合いである。たとえば、食糧を完全に外国からの輸入に依存するわけにはいかないとか、アルミニウムは軍事的にも重要な基礎生産物であるとか、半導体はどうか、という類いの論議がそれである。多くは戦争とか軍事とかに結びつけられる。おそらく完全な安全保障を経済的に求めることは不可能である。それと同時に、広く視野を拡大すれば、ほとんど重要な生産物はすべてこの議論の枠内にはいってしまう。もし安全保障ということで、それらを自由貿易の枠外におき、保護的な非関税的措置の対象としたならば、そもそも自由貿易などはなくなってしまうことはたしかである。

安全保障を理由に保護主義的措置を正当化することには充分に慎重でなければならない。とくに、その産業の不能率と高コスト、それらを解消するための活力が失われているような場合、それを無条件に安全保障の盾の後に温存させることは国民経済的な大きい損失である。もし安全保障上とくに重要であるとするならば、こうした産業はむしろ強力にその能率を高め、国際競争

に耐える性能と低コストを実現しなければならなくなる。現実にはそううまくいかないことは、産業調整と同じである。

いずれのケースにしても、高能率を実現し、自由な競争にたえる力をたくわえるまでの過渡的措置として、保護的措置の対象とされる、というのがそのロジックであるが、これらはしばしば長期にわたって、自由競争、自由貿易の枠外にとどまっているというのが、いずれの国についてもみられる実態である。

## (2) 間接的な非関税障壁の改善

これは国内の諸目的のためにつくられている制度や法律が輸入抑制の役割を果しているとき、それらを改善して輸入抑制機能ができるかぎり少なくするということである。先にもすこしふれたが、薬品や化粧品の実験データについての日本の厳しい条件はその例である。消化設備の機能についての条件やトレーラーについての道路交通法の制約、輸入した特別仕様車についての検査規準など、多くの種類の厳しい法的規制や制度がある。これらはいずれも安全性に関するもので、もともと貿易とはまったく関係なく作られているものである。たまたま輸入品についてそれが適用されると、外国の輸出業者にとっては非常にきびしいものになり、その規制や規準に合格するには時間がかかりすぎ、日本へはとても輸出することができない、ということになる。

こうした類いのものは決して少ないものではなく、それが日本への輸入を阻害する要因になっているとするならば、それは外国の側からみて非関税障壁ということになるであろう。このような障壁を緩和することが貿易摩擦を緩和するのに役立つことは当然である。さして支障のないものであるならば、あまりにも厳しい検査規準を設定しておくのは望ましいことではない。とくにその規準が厳密にかつ形式的に適用され

るとしたら、いいかえると、実質的にはなんら支障がないことがわかっているときに、なお形式的に失格の結論がだされるならば、それが摩擦の種となつたとしても文句のいよいよがないであろう。

これらの点については日本の場合にかなり改善されているとはいえ、なお、多くのことが外国からのみならず、日本国内の企業や商社からも指摘されていることは問題である。

この間接的な非関税障壁についてとくに問題となるのはサービス貿易や有価証券の取引においてである。ここでこれらについてさらに詳細にふれることはしないが、サービスや有価証券の場合には、国内における制度や慣行がアメリカや西ヨーロッパ諸国とのそれと異なることで、通常の商品ないし財貨の貿易の場合とはかなり摩擦の性質が異なったものとなってくる。流通機構の相違、有価証券の取引に關係する金融・証券市場の形態や流通メカニズムなど、相違がそのまま取引の円滑な進展の障害になっている。これらは非関税障壁ではないが、取引の障害になっていることはたしかである。こうした種類のものについては、同じく摩擦があるとしても、いわゆる貿易摩擦よりもはるかに大きい領域にまたがるものである。

もちろん、内国民待遇をあたえることは、相互に当然のことであるから、あとはどのぐらい制度や慣行の相違をなくすようにするかということであろう。日本の場合は、どちらかというと、政府・行政機関が事前にいろいろと検討して生活や生産の上で障害がおきないようにし、消費者や生産者が安心して消費や生産がおこなえるように計ろうとする。それがこまごまとした規制や制度をうみだし、また慣行をつくりあげる要因となっている。それぞれの行動や決定については消費者や生産者の自主的判断にまかせ、そこから生じる

障害や損害は、それが著しい社会的な悪影響をもたらさないかぎり、当事者である消費者や生産者の責任においてその処理をおこなう、という原則ができていない。

民間の側もなにかといえば政府行政機関にたよろとするところから、ますます行政が民間活動とのかかわり合いを深めるようになっている。

こうしたことが両々あいまって、ときにははなはだ不透明な民間と行政とのかかわり合いをうみだし、外国の企業や政府からみると、それらの制度的あるいは非制度的な要因が非関税障壁とみてくることになる。

サービス貿易や有価証券取引をめぐる摩擦は、金融・資本市場の自由化のプログラムが進行したこともある、かつての状況と較べればかなりの程度まで改善してきた。ここでその詳細は不必要であろう。要するに、これらの領域においても、商品貿易とは異なった意味の摩擦があり、それらの摩擦解消のための市場開放は、多かれ少なかれ、その国に固有の要因と深く関係した制度や慣行の開放化を必要とする、ということである。

### III. 貿易と間接的につながる「対応策」

#### (1) 税制格差のは正

これは貿易摩擦とはいっても、個別品目についてではなく、その収支に関しての政策提案である。経常収支は過剰貯蓄とも定義されている（この点については後に説明する）。その国の貯蓄が国内投資や財政支出をまかなってなお余りがあるときには、それに等しい経常収支の赤字が存在している、というのがその意味するところである。そこから、経常収支の黒字国はその過剰貯蓄を減少させるようにすればよいし、逆にその赤字国は過少貯蓄（すなわちマイナスの過剰貯蓄）を減少させねばよい、ということになる。

ここからでてくるのが貯蓄に対する政策

措置であって、黒字国はその貯蓄をへらすような政策を、赤字国はその貯蓄をふやすような政策をとるようすれば、貿易摩擦の激化の要因となっている経常収支の不均衡を解消させることができる。そのための具体的な提案の一つが、黒字国における貯蓄優遇につらなる各種の税制の廃止であり、貯蓄奨励運動の停止であり、赤字国における消費優遇、すなわち貯蓄冷遇、につらなる税制の廃止であり、貯蓄奨励運動の推進である。具体的には日本におけるマル優制度やアメリカにおける月賦購入にもなう利子支払い分の課税免除制度がそのやり玉にあがったものである。それらの廃止は摩擦解消に役立つことになる。

同じような理由で、投資に対する税制も問題となる。日本の場合には投資優遇税制を採用すべきであり、企業課税を強化して投資意欲を失わせるようなことをすべきではない、ということになる。同じく財政支出の増大をおそれ、それを削減することばかり考えずむしろそれを増加させるべきである。公共投資の増加はむしろ歓迎すべきことになる。アメリカについてはこれとは逆の態度での税制と財政支出の削減をめざすべきである。

こうした政策はそれ自体としてはまことに理論的に正当にみられるし、部分的には実行可能でもあるが、日本の場合には、たとえば財政赤字に悩まされ、そのために財政改革や行政改革が必要といわれているときにそれを無視するような政策が望ましいか、という問題がでてくる。またアメリカの場合には投資を促進することはアメリカ経済・産業の活性化をはかるためにはどうしても必要である。そんなときに、その投資を冷遇するような税制の変更をおこなうことができるのか、という問題がでてくる。

税制改革をこのような視点からみてみると、経済全体の要請と対立し競合しな

いやり方を行なうことがどうしても必要になるであろう。さらに、税制のもつ国民経済と国民意識への長期的な影響への配慮も求められる。ただ幾つかの政策はそうした配慮をしてもなお実行可能であることを認めることができる。なかには積極的に実行した方がよいものがあることはたしかである。ただ、この税制がどの程度の役割をもっているかは疑問がある。

また、財政赤字の解消という政策目標が現在ではほとんど反ばくできないほどの一般的支持があるとみられているが、税制にからんで、この赤字解消と財政支出消滅と減税と増税のかねあいが、他の経済的諸要因の動きや摩擦解消速度などの外的要因と深くかかわってくる。そのために、財政赤字解消という政策目標をそれだけ独立にあるかせることができ妥当かどうか問題であろう。この点は後にふれる内需拡大政策の議論とも深くかかわっている。

## (2) 有価証券投資の制限

これは主として為替レートの操作との関連で問題とされてきた政策である。ドル高円安となっているのは資本取引のせいであるというのがこの政策を主張することになる根拠である。輸出が増大をつづけ、貿易収支のみならず経常収支が黒字をつづけているならば、当然、円が高くなり、ドルが高くなつてよいはずである。ドルは他の通貨との関連もあるからともかく、円の対ドル・レートは高くなつて当然であるにもかかわらず、円安がつづいているのは、経常取引が為替レートにあたえる影響よりも、資本取引があたえる影響が大きいからである、というのは事実である。

ここでの政策提案は、この資本取引のうちとくに問題なのは日本の有価証券の購入であり、とくにアメリカの有価証券の購入が著しく増大していることに着目したものである。そのための証券購入資金として大

量のドル買い（その対応現象としての円売り）が動いており、それがドル高・円安をひきおこしているのであるから、このドル高・円安を喰いとめ、それを逆転させるには、日本の有価証券購入を規制するのが早道である。

アメリカの有価証券への日本からの投資を抑制するには、本来なら日本の有価証券が魅力あるものにすべきものであるが、それは簡単にはできないとすれば、証券投資規制しかないことはたしかであろう。ただし、この投資規制は、金融・資本市場の自由化の推進に逆行するものであり、もしその逆行をあえて強行するならば、そのこと自体が摩擦の火種となることはさけられない。とすれば、一方の摩擦をなくすために別な摩擦をつくりだすことになる。この点をどうするのかが、問題となるばかりでなく、ようやく金融・資本市場の自由化が進みはじめたのに、たちまち、規制・政府介入というのではいささか鼻白むことになってしまう、という批判も当然である。

この政策提案にはもう一つの側面がある。それは直接投資との関連である。直接投資が摩擦解消への一つの対応とみられ、現在日本からアメリカへの企業進出がつづいているが、この進出がもたらす危険性はそれがあまりにも急速につづくときに釀成されるかもしれない別な反発である。それをさけるには、むしろ間接投資、つまり有価証券投資がのぞましい、という見方がある。

もう一つ問題がある。それは将来が不確定な現段階で、正常な感覚ではとても採算ベースにのりそうにもないアメリカへの証券投資がおこなわれている可能性が大きいという点である。これはなにか問題があるときに、日本の末端のドル証券への投資家が大きい損害をこうむる可能性のあることを示唆している。それと同時に、その場合、日本から逆に大量のドル証券の売却がおこ

り、事態を混乱におとしいれる可能性もあるということである。

そうした点を考慮するとき、むしろ日本の投資家にたいし、自主的な判断での購入と、それにともなう危険負担をみずからおう可能性を周知徹底させる方がはるかによいのではないか。そうすれば、おのずから、ドル証券に対する投資が抑制されることになるであろうし、投資家自身もリスクの存在によって慎重な行動を当然とするようになる。

### (3) 内需拡大政策

最後に、もっとも幅広く提唱されているのがこの内需拡大政策である。こまごまとした制度上の変更や関税や非関税障壁の削減、さらには税制や規制についての政策上の措置など、いろいろといわれているが、そもそもその国の国内経済が沈滞している状態では外国製品を大量に購入することはならない。また、こうした状況では、個々の企業も産業も輸出に活路をみいだそうとするであろうし、だぶついた資金を有利に外国で運用しようということにもなるであろう。

したがって、輸出が増大しすぎて貿易摩擦がおき、経常収支の黒字は増加し、貿易摩擦がさらに悪化するような場合は、まず、その国の国内需要を増大させて、景気を拡大させなければならない。景気拡大こそがこのような状況にある国に求められている政策である。こうして、貿易摩擦の解消には内需拡大政策はどうしても必要だと結論されていくのである。日本はまさにそれが妥当する国となる。

これと対象的に輸入が増大しすぎて問題となっている国は内需抑制ということになるのかもしれないが、現在、こうした政策提案はなされていない。むしろ、アメリカがその経済活動の上昇速度を低落させ、そのまま低水準にとどまるることは、発展途上

国との関係からいっても望ましくない、といわれている。それは、発展途上国は大量の对外債務をかかえており、その返済のためには大量の輸出が必要である。そして、発展途上国にとってアメリカ市場はそのために欠くことのできない最大の市場なのである。いいかえると、債務累積問題との関係からみて、アメリカの景気後退、経済停滞はのぞましくない。

もちろん、アメリカの景気後退、経済停滞はアメリカの雇用問題に悪影響をあたえるし、アメリカ産業にとっても、貿易摩擦はますます深刻になるかもしれない。外国製品の流入は、こうした状況のもとにおいては、アメリカの産業にとっては耐えがたいことである。その場合、日本からの輸出が増大すれば、摩擦はますます深刻化こそすれ、緩和される可能性はすぐない。

したがって、日本の内需拡大政策が必要だといわれることになる。同じことは西ヨーロッパ諸国とアメリカとの関係についてもいわれ、現在の状況では西ヨーロッパ諸国の景気上昇はどうしても必要なことだという主張が強く打ちだされている。とくに西ドイツは相対的には（日本と比較しても）もっとも大幅な貿易収支の黒字を計上しており、失業も多く、物価も安定し、インフレーションの心配はまったくない状況にある。ということで、西ヨーロッパ諸国の中でも、とくに西ドイツが景気拡大政策にのりださないことに不満がはじめている。もちろん、日本についても、景気拡大政策を、財政問題にからんで遅延していることに、アメリカや他の諸国からも不満がでている。

## IV. 援助・政治・文化摩擦

これまでに提案され、提唱され、ときには要請もされてきた代表的な政策について一通り考察を進めてきた。いずれも日本の貿易を

めぐる摩擦の解消ないし緩和という視点からとりあげられてきた。しかし、間接的に関連があると思われる政策、とくにかならずしも経済そのものの領域には属さない政策については言及していない。それらについていくらかふれておくことは、貿易摩擦がまったく純粋に経済的現象とはいきれない以上、当然であろう。

#### (1) 援助政策と貿易摩擦

まず、はじめに援助政策をとりあげよう。発展途上国については、先進工業国との間の摩擦とは異なった摩擦が存在している。それは発展途上国の生産物に市場を開放するという問題であることはすでに述べたが、同時に、その経済発展への協力・援助が問題とされている。技術援助、資金援助、産業協力など、いろいろといわれている。貿易不均衡の緩和のためには発展途上国の経済・産業発展が必要であり、それにはいろいろな形態の援助が必要である。しかし、この問題はそこにとどまらない。それによって経済・産業が発展したら、そこからいろいろな生産物を輸入しなければならない。すでに特恵関税制度によって一応の対応はなされているが、かならずしも充分とはいえない。その点については後に言及する。

#### (2) 政治的要素と貿易摩擦

政治的因素が貿易摩擦と直接にむすびつけられることはまったくない、というのは、アメリカの公式見解である。しかし、現実はそう単純ではない。たとえば、軍事費分担を低水準におさえ、その経済力を産業の競争力強化にふりむけてきた日本は、いまや世界市場に進出し、アメリカの産業はそれによって打撃をうけている、といった類いの主張は、決して少数意見ではないし、ある面ではそのとおりでもある。このあたり、戦後の占領時代からの歴史的経緯もからむ問題であり、単純にこの文脈だけで論議すべき性質のものではないことはたしか

である。

それにもかかわらず、こうした見方がありうるし、それが少数意見とはいえないとしたら、貿易摩擦とこの軍事費分担問題は、政治的側面ではむすびついているということになる。それだからといって、貿易摩擦をこうした次元で論議することは、経済問題として合理的に処理していくことを阻害することになるから、日本にとっても、アメリカにとっても、両者をむすびつけて論じるのは利益にならない。そうはいっても、結びつける人びとが多くなれば、それをも包括した対応が求められることになるが、ここでは、こうした問題の側面があるというにとどめ、公式的視点にたって、経済問題は経済分析の領域にとどめるのが妥当である。

#### (3) 「文化摩擦」への対応策

さらに、貿易摩擦を文化的な諸要因に結びつけて論議し、そこから政策的提案をおこなうという視点がある。

この視点にたつとき、貿易摩擦はまた同時に文化摩擦でもある。生産物はいかなるものも、その国の文化的所産であるから、そのいい方もあやまりとはいえない。しかし、一般に文化摩擦というときには、もう少しせまい意味に使用されている。たとえば、その国の制度・慣行は文化の一部であり、こうしたものをおみだした社会は、他の社会とは異なった文化的基盤の上にたっている、ということである。それは生活や文字や文章やその他が文化そのものである以上、当然である。

日本における政府行政と産業の関係のあり方、官民協力型の産業政策や対外経済政策の推進、日本の民間企業における経営のあり方、労働組合と企業との関係のあり方、どれをとってもアメリカや西ヨーロッパ諸国とのものとは異なっている。日本の経営、日本の意志決定のメカニズム、日本株式会

社論など、いろいろと話題を提供したテーマである。これらの混然と一体化した日本がつくりだした生産物、それが輸出され、日本を台風の目とする貿易・経済摩擦が起きている。そして、逆に日本の市場は目にみえる壁と目にみえない独特の壁に固く守られ、輸入はしめだされている。これはまさに文化摩擦ではないか、というわけである。日本の流通機構のあり方、企業グループの形成とそれに基づく市場行動のあり方なども、まさに文化の異質性を前提にしなければ理解できない。

貿易摩擦は文化摩擦である、と結論される。そうなったとたんに、貿易摩擦への対応は経済領域から文化領域にうつり、それと同時に対応は文化交流と日本文化への理解促進策ということになる。そうなると、出口のない袋小路にはいったようなものである。いつ摩擦が解消ないし緩和するのか予想もたたなくなってしまう。

そこに文化摩擦論にたつ政策の問題がある。上に述べた要素のあることはたしかである。しかし、損得にかかわる経済問題には、かならず合理的な考察分析をゆるすものがその中心にすわっている。貿易・経済摩擦をひきおこすことになった根底には、たしかに文化的要素があるがそれだけではない。生産物の性能・コストの相違をひきおこした生産技術、生産物の輸出における相違をひきおこした技術、相違を可能にした経済的条件、労働力の質と量の分布差をもたらす教育メカニズム、いろいろと考えられる要因はすべてといってよいくらい、国境をこえて移転可能であり、現に移転している。その点こそが問題の核心なのである。問題を文化に分解し帰属させてしまうとき、それは移転も教育も不可能になってしまう。わずかの時間ではうわべだけは移転し教育できても、中味は無理であるのが文化の特質である。文化はつねにそれをう

みだした人びとの長い歴史の所産である。貿易摩擦は上にみたような意味で、文化に根ざしていることを否定しないが、現象としてできた貿易摩擦は、対応がはるかに短かい時間で、経済のロジックにしたがっておこなえるものなのである。

以上、述べたように、対外援助・協力や政治的要素や文化的相違などが貿易・経済摩擦とある一面において結びついていることは疑う余地のないことである。しかし、貿易・経済摩擦の核心はあくまでも経済問題なのである。

つづく節において、上述した多様な政策論において論じられたテーマのいくつかをとりあげ、さらに詳細にしてかつ広範な視野にたってなされた政策提言や政策論を展望してみることにしたい。

取りあげるものは、あまり詳しくはとりあげなかつた発展途上国との摩擦に関連してしばしば問題となってきた特恵関税制度についての一つの「政策論」、つぎは貿易摩擦がもたらす保護主義的傾向の克服と自由貿易体制の維持に関する「政策論」、つづいて、同じ問題に関連して現在進行中のガットの新ラウンドに対してむけられた「政策論」、そして最後に内需拡大政策に関する「政策論」のより詳細な展望、以上の四つのテーマである。<sup>4)</sup>

### 3. 特恵関税制度に関する「政策論」

#### I. 特恵関税制度の役割・効果・問題点

現在の特恵関税制度は、すでに言及したように、実質的には発展途上国と先進工業国との貿易摩擦とかなり深くかかわっている。もしかりに、この特恵関税の適用を停止すると

4) バランスのとれた包括的な政策提言の代表的なものとして文献[10]をあげておく。ただし、この「提言」の性質上、個別問題の詳細な論議はそこに示されてはいない。

先進工業国の中の一国が宣言したと想定するならば、その点はただちに判明するであろう。たまち、発展途上国からの非難がそれを宣言した国にふりそそぐことになるからである。<sup>5)</sup> そこで、この特恵関税制度について、どのような政策上の主張がありうるか、より詳細にみてみよう。

これには三つの視野がある。一つは発展途上国の側からの視点であり、もう一つは先進工業国側からのそれであり、最後は世界経済の視点である。ここで、政策的論議としてとりあげる内容は、どちらかといえば第2番目の先進工業国視点に近い。まずははじめに、特恵関税制度が開発途上国との関係改善にどのように貢献してきたか、を知らなくてはならない。その上で、特恵関税制度に対する政策上の提言をみることにしたい。<sup>6)</sup>

#### (1) 特恵関税制度の果した役割

特恵関税制度は、開発途上国との良好な政治経済関係の推進に貢献している。

特恵関税制度の評価を行うにあたって、まず、最初に挙げなければならないことは、特恵関税制度は先進工業国と開発途上国との間に、良好な経済的諸関係と安定した政治的環境条件をつくり、それを維持するのに、総体として貢献してきたことである。それは、特恵関税制度によって、開発途上国はその制度を創設し、供与している先進工業国への輸出をいっそう増加させ、また、それによって開発途上国の輸出所得を増大させ、国民生活を向上させることができた、とみられるからである。

特恵関税制度の影響に関する実証研究は、いずれもこの結論を裏づけている。それら

5) 國際經濟のなかの開発途上国問題という視点が、この種の問題のアプローチの場合に必要である。それについては文献〔1〕を、また、とくに新興工業国として確立しつつある開発途上国と日本の産業間の実情の一つの例として文献〔5〕をあげておくことにしたい。素形材産業は、先進工業国において優位性をうしなってきた産業の一つである。

6) この政策論は、文献〔4〕における筆者の担当部分にもとづくものである。

の研究によると、とくに韓国、台湾、香港、ブラジルなどの中進国は特恵関税制度の大きい受益国であり、それら中進国の工業化にとって特恵関税制度が大いに貢献したといえる。

しかし、その効果については、つきのような留保が必要である。

(i) 特恵関税制度による貿易拡大は、世界貿易全体に対比すれば、それほど大きいものではなかったこと、また、特恵関税制度の発足した時点における開発途上国の期待や事前に行われた予測結果と比較すれば、その効果は、けっして充分なものではなかったことである。

期待や予測が過大であったことがその理由の一つかもしれないし、東京ラウンドの妥結による関税水準の引下げによって、特恵関税制度の利益が相対的に小さくなっことも若干の関係があるかもしれない。また、供与国の特恵関税制度の運用に理由の一端があるかもしれない。たとえば、特恵関税制度の適用によって輸入が増大し、国内の輸入競争産業への打撃が大きいとみられる場合には、供与国は、しばしばその打撃を緩和するための対応的措置をとってきた。すなわち、状況に応じて特定品目を特恵関税制度の適用除外にするとか、適用がそのまま続けられる場合でも、一定の輸入枠の範囲内においてしかその適用を認めない、などの措置がとられてきたのである。

その場合における特恵関税制度の運用方式は国によって異なるが、エスケープ・クローズ方式によるにせよ、シーリング方式によるにせよ、開発途上国の不満の種であることにはかわりがない。しかし、先進工業としては、それらの歯止めは特恵関税制度の適用に不可欠のものであることもまた事実である。

(ii) 特恵関税制度による貿易拡大の利益はからずしも開発途上国に広くゆきわたっ

ているわけではなく、むしろ中進国ないし準中進国に偏在していることである。

特恵関税制度が開発途上の諸国によって利用されるためには、それら諸国において該当する産業が確立され、しかも、それがある程度以上の競争力をもっていなければならぬ。それがなければ輸出はできず、したがって特恵関税制度を充分に利用することもできないからである。

(iii) 特恵関税制度がそれを利用する開発途上国の資源配分をゆがめる可能性があるかもしれません、ということである。たとえば、特恵関税制度を供与する特定国のある特恵適用品目が、かならずも開発途上国にとって比較優位をもつ産業の生産物である保障はない。したがって、結果として、開発途上国の資源配分がゆがめられる可能性がないとはいえない。

この点は、開発途上国の開発政策の視点や動態的世界における比較優位の理論の展開ともからみ、評価の難かしいところである。ただ、経済開発には何がしかの歪みがともなうのはさけられないのが事実であり、その点は、特恵関税制度と資源配分の関係の具体的評価にあたっては、充分に考慮されるべきであろう。

特恵関税制度の利益供与は、その供与国経済にさまざまなマクロ的な影響をあたえる。そのなかでとくに重要なものは、価格、貿易、生産および所得分配に対する影響である。

#### (i) 貿易創出効果

その影響がどのような形で出現するかは、特恵関税制度を設置した先進工業国の国内市場の競争性による。たとえば、日本の当該生産物市場が競争的であるかどうかによって、その当該生産物の国内価格が下落するかどうかが、かなりの程度まで決定されてしまう。

もし競争的であれば、特恵関税制度によ

って関税負担が低下するのに応じて、国内価格は下落してくる。それは国内の消費者やユーザーに利益をもたらすが、その過程において輸入の増大が生じる。国内の当該産業は、価格下落と輸入増大から打撃をうけることになる。後者の輸入増大部分が貿易創出効果とよばれている。

#### (ii) 貿易転換効果

しかし、その市場があまり競争的でなかったり、あるいは非競争的であるならば、国内価格は特恵関税制度によって下落することはない。この場合、国内の輸入競争産業は価格下落や輸入増大による打撃をうけないが、しかし、特恵関税制度を利用する開発途上国からの輸入財への課税は軽減されるから、国内価格との差額は輸入業者の利益となる。これは開発途上国からの輸入を促進し、その他の国からの輸入を削減する誘因となる。これは輸入先の転換であり、この現象が貿易転換効果とよばれている。事実、特恵関税制度によって輸出が増加した分の一部は、この制度を利用できなかつた国（主として先進工業国）の輸出を蚕食したものであることが、実証的にも示されている。

ただし輸入業者と開発途上国との間の力関係が後者に傾いていれば、その利益の一部分は開発途上国へ配分されていくことになる。そのときには、特恵関税制度を設置した国（輸入業者）にとっては、輸入誘因がそれだけ減殺されるわけであり、極端な場合には、特恵関税制度の利用による輸入促進効果はなくなってしまう。輸入が促進されるかどうかは、この場合は利益配分のあり方に依存する。

輸入業者がその利益をすべて受けとる場合、開発途上国の当該産業のなかには、特恵関税制度の適用をうけても、その利益が自分達の手に渡らないという不満が生じるかもしれないが、特恵関税制度の適用があ

るために、開発途上国からの輸出が増大すること、それが特恵関税制度による利益とすべきものであろう。なぜならば、その先進工業国の中該生産物市場が競争的であれば、特恵輸入の増大によって国内価格が下落し、消費者ないしユーザーにその利益が配分されるはずだからである。

## (2) 日本の特恵関税制度の貿易への影響

### (i) 積極的な貢献と課題

日本の特恵関税制度はそれ相応に積極的な貢献を果してきた。日本の特恵関税制度は1971年8月に創設されたが、その後の推移をみると、1972年から1982年までの10年間に、特恵関税制度を利用した輸入は金額にして約12倍に増大し、その年平均増加率は30.7%となっており、総輸入の22.7%を上回っている。日本の特恵関税制度の運用に対して消極的な評価も部分的にみられるが、この実績に照らして、全体としては積極的に評価されてもよいであろう。

しかし、日本の特恵関税制度については、部分的には、なおより積極的な推進が期待されてきた。たとえば、開発途上国が輸出拡大を希望している農水産品、繊維、皮革、雑貨、さらに鉄鋼などについて、特恵関税制度の運用に積極性が欠けているという批判もあり、また、特恵対象品目の選定や管理・運用の過程に透明性が欠けているという批判もある。あるいは、アメリカにあるような公聴会制度のようなものが日本はないことへの不満もある。このような批判や不満が、開発途上国側に根づよく存在している。そうした批判や不満への対応は、日本にとって大きい課題である。

なお、新ラウンドにおける特恵関税制度の扱いや市場開放の「行動計画」における日本の特恵関税制度の改善措置については、後に言及する。

### (ii) 特恵関税制度の適用による輸入

日本の特恵関税制度の影響を具体的にみ

てみると、開発途上国の特恵制度による輸入比率は、1972年度の3.6%から1983年度の7.2%へと増大している。農水産品と鉱工業品の特恵関税制度による輸入を比較してみると、前者の増加率が大きい。しかし、農水産品については、主要な品目の中で特恵関税制度を適用されていない品目（たとえば、酪農品、穀物、菓子、加工食品など）が多く、関税率も高い。そのため、特恵関税制度の適用による輸入はそれなりの水準にあるとはいえ、それら農水産品に対する潜在的需要は、なおかなり多いとみられている。

つぎに、鉱工業品であるが、特恵関税制度の利用による輸入急増が懸念される品目（いわゆるセンシティブ品目）については、それを例外品目や特定（S P）品目としたり、事前割当や日別・月別管理によって輸入枠の管理が行われている。対象となっている197品目を検討すると、うち109品目では限度枠管理が「弾力化」されており、日本の特恵関税制度運用は、全体として、かならずしもきびしいものではないといえる。しかし、それらの制限的な運用は、とくに、繊維、化学品、皮革、木材製品、はきもの、鉄、非鉄などに集中し、品目によってはきびしい運用が行われていることを示している。

### (iii) 発展途上国からの個別品目の輸入

個別品目についてみると、開発途上国が比較的に優位にある繊維については、きびしい適用と管理が行われており、繊維に対しては敏感になっていることがわかる。逆に、開発途上国があまり得意としない機械については、緩い適用と管理を行っている。特恵関税制度を利用した開発途上国からの機械輸出は増大しているが、ますますその輸出は増加するであろう。

また、繊維、鉄、非鉄、化学、木材の五つの業種について特恵関税制度の影響はつ

ぎのとおりである。

(a) これらの品目における日本の国際競争力は相対的に弱まり、開発途上国からの輸入が増加している。国内の需要増加の低迷を背景として、特恵関税制度の適用については、一部では輸入限度枠の拡大などもあるが、繊維、化学、木材においては輸入限度枠の抑制、鉄や非鉄金属においては輸入限度枠の非弾力化、また事前割当や品目分類の細分化などがみられ、制度の運用にきびしさが増している。

(b) 特恵関税制度利用による輸入増大のため国内価格の上昇が抑制されたというケースは、鉄鋼を別とすれば、とくには認められない、また、上記の工業品の先進工業国からの輸入は従来からも少なく、開発途上国からの輸入が大きいウェイトを占めていた。貿易転換効果がこれらの品目について生じた可能性は少ない。

(c) これらの品目への需要は輸入限度枠を拡大すれば増加するが、限度枠の締め切り以前においても、特恵関税制度を利用しない普通の輸入が増加している。このことは、輸入限度枠を拡大しても、開発途上国からの有税品輸入を含んだ総輸入を増加させることになるかどうか分からないことを示している。

特恵関税制度による東南アジア諸国からの輸入状況の検討から、つきの点が指摘できる。それは、日本の特恵関税制度を利用した全輸入にしめる東南アジア諸国からの同じ特恵関税制度を利用した輸入の割合は、先進工業諸国の平均よりも小さいことである。これは東南アジア諸国が、日本の特恵関税制度を充分に利用できる態勢になっていないことや日本の対応にも問題があることを示している。

### (3) 貿易摩擦とからむ特恵制度の問題点

特恵関税制度をめぐっては多種多様な視点から問題点が指摘され、論議されている

が、ここではとくにつきの三点、すなわち、(i)農水産品貿易における特恵関税制度、(ii)国際的産業調整との相互関係、(iii)対外援助における特恵関税制度の位置づけ、の3点をとりあげる。

#### (i) 農水産品貿易における特恵関税制度

アジア諸国は、農水産品に対する特恵関税制度の適用の拡充や輸入限度枠の拡大を求めてている。しかし、これは日本の農水産業の保護と直接に関係しているだけに、アジア諸国が期待するほどの適用範囲の拡大や輸入枠の拡大は、難しい問題をはらんでいる。

特恵関税制度の創設の目的にてらしてみると、アジアの開発途上国に対する態度としては、特恵対象品目の拡大をはかることが望ましいのは当然である。長期的には、それはまた日本の国民的厚生の増大に役立つと思われる。もともと、開発途上国の工業化の促進と比較優位の生産物（農水産品その他を含む）の輸出による輸出所得の増大にからみ、先進工業国との開発途上国からの輸入増大を目的とした特恵関税制度であるから、その焦点が工業品貿易におかれることは自然である。

しかし、アジアの開発途上国が、農水産品貿易に対する特恵関税制度の適用拡大を求めているとすれば、また、その関心品目の供給能力の増大と日本の民間企業の海外活動とに何がしかの関係があるとすれば、相応の配慮があたえられるとしても当然であり、とくに、農水産品の加工品あるいは食料加工品への特恵関税制度の適用拡大は、充分に考慮に値する。

現在、日本が関税割当制をとっている農水産品関係の残存品目は10品目、同じく輸入割当制をとっている農水産品の輸入制限品目は22品目ある。特恵関税制度についても、農水産品については特恵適用品目を明示するポジティブ方式がとられ、75品目と

いうきわめて限定された产品だけが、特恵対象品目となっているにすぎない。

特恵関税制度の適用品目の拡大問題は、アジア諸国（とくに東南アジア諸国）と日本の間の貿易不均衡問題とも深くかかわっている。ただし、農水產品に対する特恵関税制度の適用を拡大したとしても、輸入割当制を緩和しないかぎり、それが貿易不均衡の是正にそれほど大きくは役立たないとみられているが、日本の市場開放の基本方針とからみ、農水產品貿易の拡大はきわめて重要な検討課題となっている。

#### (ii) 国際的産業調整との相互関係

つぎは、開発途上国産業の国際競争力の強化にもなう国際的産業調整問題である。

特恵関税制度の対象品目を生産する開発途上国の産業が、しだいにその国際競争力を強化してきた場合、その当該産業をかかる開発途上国と、同種の競合産業をかかる先進工業国との間には厄介な問題がおきると予想されるし、一部にはすでにおきている。また、南北問題の構図と東西問題の構図がかさなりあった領域において、経済的に政治的に、きわめて錯綜した事態がつくりだされる可能性もある。

開発途上国の当該産業の国際競争力が強化された結果、日本の対応する輸入競争産業が日本の国内市場においても劣勢となつたときには、特恵関税制度は、当該産業の国内市場からの「撤退」へ貢献することになる可能性がある。

さらに、もしも開発途上国の当該産業の競争力強化が、日本からの資本進出あるいは技術移転によるとするならば、それはブーメラン効果の一種であり、事実上は日本の企業間の競争となる。そのとき、特恵関税制度は、そのブーメラン効果の強化という役割を果すことになるであろう。

いずれにせよ、日本の産業における問題は「国際的産業調整をどこまでやれるの

か」ということである。日本にかぎらず、先進工業国の中該産業は、この国際的産業調整問題に直面することになる。そのときの基本視点は、もし日本や先進工業国にとって自由貿易体制の維持が重要課題であるならば、市場メカニズムの指向する調整を長期にわたって抑止すべきではない、ということである。また、輸入抑制的な措置の撤廃が開発途上国から求められるが、それは特恵関税制度とも深くつながっている。自由貿易を求めるかにみえるこの要請の背後には、開発途上国における当該産業の供給能力と輸出競争力の増大がある。もし供給能力が増大し、輸出競争力もかなりの程度増大するならば、その輸出拡大を容認するかどうかは、国内産業保護とのかねあいをどうするか、にかかっている。

さらに、産業調整を行うとしても、当然のことながら、それには時間がかかる。もちろん、当該産業の再活性化をはかるとしても同じことである。したがって、産業調整を実行するには「時間稼ぎ」が必要となる。「時間稼ぎ」とは、輸入制限的効果をもつような措置の採用を意味している。

さらに、開発途上国の当該産業が強い国際競争力をもつようになった場合、別に特恵関税制度を利用しなくても充分に輸出することができるようになる。その場合、特恵関税制度からの恩恵は、さして大きいものではなくくなってしまう。

すでに述べたように、特恵関税制度は、開発途上国が工業部門をなんとか確立しても、その製品が輸出競争力（品質、性能、価格など）をもたないため、先進工業国市場へむけてその製品を輸出することが困難な場合に、その困難を緩和し、輸出を増加させるための措置でもある。したがって、その産業が充分な輸出競争力をもつようになったとき、特恵関税制度そのものの存在意味が曖昧なものになり、いわゆる産業問

題が浮上する可能性もある。世界各国の産業は、それぞれの経済的・社会的諸条件、自然的基礎、政治的安定度などに依存して、その競争力の相対的強さは必然的に変化することになる。そのため、上記の点は、特恵関税制度をめぐる重要な問題点の一つである。

(iii) 経済的援助総体のなかの特恵関税制度の位置

特恵関税制度と開発途上国に対する経済援助との位置関係を明確にしておく必要がある。

特恵関税制度は援助の一種である。もちろん、援助とはいっても、それは特定の相手国に対する直接の援助とは異なり、むしろ、貿易面において相手国を特定せず、開発途上国全体を対象に援助をあたえるという性格をもっている。すくなくとも、形の上では、いかなる開発途上国にも特恵関税制度は開かれている。

しかしながら、特恵関税制度の利益をうけようとする国は、この制度を利用するときに輸出を増加させうる国であること、いいかえると、それだけの該当産業をその国は確立していかなければならない。そうなると、主たる受益国は新興工業国または準新興工業国ということになり、それ以外の開発途上国は、事実上は排除されてしまう。

さらに、そこからいえることは、特恵関税制度は開発途上国全体にたいする援助ではない、ということである。開発途上国と一口にいっても、それぞれその国のおかれている環境条件や経済発展段階は異なり、その相異に対応して、その国の求める援助内容は異なってくる。両者の間の簡単な対応関係を、開発途上国の諸状況から三つのグループにわけて示すならば、つぎのごとくになるであろう。

① 一次產品の生産に特定している開発途上国の場合には、工業製品を生産し

輸出している国とは異なり、そのもっとも重要な関心事は、

- ・一次產品の価格安定
- ・安定した輸出先の確保

である。

② 工業化政策をとっても、特恵関税制度を利用できるような産業を確立していない低所得国の場合、求められるものは、

- ・工業化を促進し、社会資本を充実するのに必要な資金援助
- ・同じく、それらのために必要とされる技術移転

である。とくに、資金援助や技術移転が、できるだけ公的援助のルートを通じて低コストで実行されることである。

③ 対外借入れなどによって工業化を確立した開発途上国で、債務累積がかなりの水準に達している場合、もっとも必要とされるものは、

- ・借入資金の金利負担の軽減
- ・債務返済の困難を回避する措置

である。先進工業国の金利水準の低下や借り替え措置が速やかに実現されることが、これらの国にとって重大な関心事であり、特恵関税制度が第一義的関心事であるようにはみえない。

(iv) 開発途上国に対する優遇措置

これと関連するが、先進工業国の中には、関税は差別的であってはならず、すべての国に平等に適用されなければならない、と考えている国もある。その視点に立つ国は、基本的には、特恵関税制度を一本化すべきであるという見解をとる。こうした考え方には、つきつめると、開発途上国もまた自由貿易のルールの枠内でその生産物を輸出すべきであり、それが可能となるように、各国は潜在的な比較優位産業を強化すべきであること、援助がなさるべきであるならば、それは特恵関税制度以外のものに求め

るべきである、ということになる。

たしかに、特恵関税制度は、開発途上国への関税の差別的適用ということであるが、特定の経済状況と環境条件のもとでは、適切な援助の一形態であることは、充分に認識されなければならない。それと同時に、応分の評価があたえられなければならない。

## Ⅱ. 特恵関税制度に関する政策的視点

特恵関税制度をめぐる政策論の一つの大きいテーマは、その制度が自由貿易の原則とどのような関係にたつのか、ということである。現在はたしかに先進工業国間の貿易では、工業製品とサービス貿易が圧倒的に大きいシェアをしめているが、もし発展途上国との貿易がその経済的生産力の量的増大とともに拡大していくならば、それらの貿易のかなりの部分を、特恵制度の適用という形で、特別に扱うとしたら、自由無差別の貿易原則を基盤とする自由貿易主義は、その適用除外領域を拡大することになってしまう。

また、特恵制度を援助政策の一環と位置づけるとき、その役割はどういうことになるのか、現実には適用の事実上の不公平や適用それ自体の制限問題など、やはり問題である。それらがもたらす不均衡への対応は潜在的な摩擦要因への対応でもある。特恵制度はまた公正競争という考え方とどう調整させるべきなのか、という問題ももっている。これは、新ラウンドにおける取扱いとも関係してくるであろう。

以下、これらの点について、政策論的な論議をまとめの形で述べることにしたい。

### (1) 自由貿易政策と特恵制度の関係

特恵関税制度は、すでに述べたように、開発途上国の国民生活の向上と経済安定をめざした経済社会の開発政策にたいする、先進工業国の国際貿易面における援助の一つである。工業化による工業製品の供給能力の蓄積増大に対応してその工業製品の輸

入を優遇し、また、開発途上国が優位をもつ農水産品の輸入に対し、関税上の優遇をあたえるなどして、開発途上国の経済開発・民生向上に、需要サイドから協力することを意味している。

この制度により、開発途上国からの輸入品には、とくに低い関税率ないしぜロ関税（無税）が適用されるが、それは、見方によつては、関税障壁のない自由貿易への一步前進としての機能をもつている。したがって、関税水準の低下とともに、特恵税率と一般税率の間の格差は小さくなっていくが、それは当然のこととされ、一般論としては、とくにそれについて「補償的措置」の必要性を強調する論拠はない。

### (2) 援助政策としての特恵関税制度

特恵関税制度は、援助の一方式として開発途上国との間の不均衡の是正に貢献しているが、しかし、その貢献は限られたものであり、不均衡の是正のためには、むしろ他の援助方式が併用されなければならないし、先進工業国の総需要政策やいろいろ形での非関税的措置・政策が必要とされる。それでも、不均衡の是正は容易には実現しがたいものである。

とくに、特恵関税制度は、ある程度まで輸出競争力をもつ工業部門を確立している開発途上国にとっては利用価値があるが、そうでない国にとっては利用価値はなく、特恵関税制度があるからといって先進工業国への輸出がとくに増加するわけではない。かつ、前者に属する諸国の場合でも、その効果は限定的である。

### (3) 特恵適用に対する制限的な措置

特恵関税制度は、開発途上国と先進工業国との政治的、経済的、歴史的な諸関係のなかの一環として取り扱わなければならぬ。

特恵関税制度の効果が限られたものであるとしても、それが南北関係の広範な図式

のなかでとらえられている限り、その存在の意義は大きい。しかし、たとえば輸入限度枠などが設定されている場合、その運用いかんによっては、特恵関税制度の利用価値を低下させてしまうことにもなる。

また、輸入制限や輸入割当、その他の非関税的措置、あるいは機能上それらと類似した効果をもつ措置は、特恵関税制度と直接に関係はないが、開発途上国の不満を高めることにより、場合によっては、特恵関税制度の効果を経済的にあるいは政治的に相殺してしまう危険性がある。

#### (4) 特恵利益享受の不均衡の調整問題

ときには、先進工業国との供与する特恵関税制度を利用しなくとも、充分に輸出できる産業をすでに確立している場合もある。このような産業は国際競争力をつけており、先進工業国における該当産業と対等に世界市場において競争することができる状態にある。この場合、特恵関税制度を利用することなしには、とてもその当該生産物を輸出することのできない他の開発途上国の同種の産業に、特恵関税制度の利用機会をゆずることができれば、それは一つの方向である。なぜなら、それは開発途上国間における特恵関税制度の利益享受のバランスを計る一つの方法となりうるからである。

先進工業国の中には、こうした強い競争力をもつ産業が、特恵関税制度を利用して当該国の国内市場へ大量に参入するのは不合理だ、と考えている国もある。しかし、こうした視点からの主要是、かならずしも該当する開発途上国側の主張と一致することはかぎらない。この国際競争力と特恵関税制度の利用にからまる問題は、開発途上国間における特恵関税制度利用の利益享受のバランス問題である。

#### (5) 公正な競争条件と特恵関税制度の関係

特恵関税制度は、自由貿易のゲームにおける一種のハンディーとみることもできる。

つまり、自由貿易が公正な条件のもとで行われるためにには、競争する上で著しい格差がある南北間においては一種のハンディーをつけるべきである、という考え方である。

しかしながら、この考え方には問題がある。それは、この公正な競争条件の内容がはっきりしていないし、また、はっきりさせることも難しいから、関税のみならず、貿易政策の広範なメニューまでが、このハンディーをつけるための手段に含められてしまうからであり、そうなれば、自由貿易のゲームそのものが、こうしたハンディーによってがんじがらめになってしまうであろう。

自由貿易の原則の尊重という視点にたつとき、特恵関税制度を自由貿易体制との関連で位置づけるとするならば、それは貿易市場における公正な競争条件の設定のための措置と解するよりは、むしろ関税引下げによる自由貿易への一段階と解する方が合理的であろう。

#### (6) 新ラウンドと日本の市場開放

現在、なお高まりの勢いを衰えさせない保護主義の風潮を阻止し、自由貿易体制を補強するため、新ラウンドの開催にむかっての準備作業が進行している。他方、日本は、関係諸国との間の経済摩擦問題に対処するため、市場開放策「行動計画」を1985年7月に発表している。新ラウンドの場合、開発途上国との貿易拡大と特恵関税制度の拡充問題を重要議題とすることなしに、開発途上国を新ラウンドに参加させることは困難であり、日本の市場開放の「行動計画」においてはもちろんのこと、特恵関税制度の拡充は計画の主柱の一つとなっている。

まず、新ラウンドについてみよう。特恵関税制度の拡充問題には、たんなる量的拡充をこえた重要な問題が含まれていることは明らかであろう。1985年6月のガット理事会において、新ラウンドの準備作業が実質的にスタートしたとき、席上、ブラジル、

エジプトなど23カ国を代表してインドは、新ラウンド開催準備の開始にあたり、いくつかの要求を提示した。それには、開発途上国の関心事項の議題へのもり込み、先進工業国との貿易不均衡の是正や開発途上国に対する特別待遇の強化、多角的繊維協定の自由化などの要求項目があるが、この特別待遇の強化が、特恵関税制度の拡充を意味していることはいうまでもない。

他方、経済開発が進み、貿易事情が改善するにともなって、開発途上国はガットの権利・義務の枠組みに参加するようすべきであるという先進国の中にもみられる考えは、すでに東京ラウンドで示されているが、これは特恵関税制度の拡充ともからむ厄介な問題である。しかし、すでに1984年11月のガット総会において、開発途上国は、とくに関心をもっている鉱工業品や農水産品の貿易に対する先進国への輸入抑制的措置を緩和し、開発途上国との貿易を拡大するため、特恵関税制度を拡充すべきであると主張している。その開催主旨からみて、新ラウンドにおいては貿易拡大の視点から論議と交渉が展開されることになるため、特恵税率の引下げや輸入限度枠の拡大などの特恵関税制度の拡充問題は、先のガットの権利・義務の枠組みへの参加問題よりもはるかに大きい比重をもつ論議となる。それとともに、開発途上国の関心品目に対する関税・非関税措置の改善・緩和問題も、新ラウンドでは、必然的に論議の中心課題となろう。

つぎに、日本の市場開放の「行動計画」であるが、これは関税の軽減撤廃から安全基準・許認可制の改善にいたるまで、その内容はきわめて多方面にわたっている。この「行動計画」には特恵関税制度の拡充策が示されており、新ラウンドに先だって、日本が開発途上国からの輸入増大のための措置をとることを公表している。まず、関

税引下げは1,853品目について行われ、それに応じて特定(S P)品目の税率は低下する。また、鉱工業品については、輸入限度(シーリング)枠の運用の改善と限度枠の拡大がはかられる。前者は1986年のできるだけ早い時期に、後者は1987年4月実施を目標にしている。

さらに、日本はその「行動計画」のなかで、特恵関税制度の改善をはかるための国際原則を提唱している。それは、

- ① 特恵例外品目の凍結・削減
- ② 特恵税率の原則無税
- ③ 後発途上国への配慮

の三つからなっている。また、農産物や水産品については、特恵対象品目の増大や税率の引下げなどに努力することとしている。

以上の考察から明らかなように、特恵関税制度の拡充は、日本においては新ラウンドに先だって進行しているが、この特恵関税制度の拡充計画は、他の市場開放策とともに、新ラウンドの交渉進展へ結びつく重要なステップになっている。

#### 4. 自由貿易体制維持のための「政策論」

貿易摩擦の増大とともに、保護主義的風潮はたかまり、自由貿易体制もその風潮のためにしだいにその脚もとがおびやかされるようになってきたが、それにはなによりもまず、貿易摩擦と自由貿易との結びつきについて、否定的な視点をとらなければならないことが必要である。また、各国が輸出増大への過度な反応をさけるようにするとともに、自由貿易それ自体が自由貿易体制を掘り崩さないようにすることが必要である。

##### I. 自由貿易体制をおびやかす諸現象

現在、国際経済は経済の長期停滞からの脱却のたどたどしい足どり、貿易摩擦の激化、保護主義的な政策指向の著しい増大、債務累

積問題の深刻化、為替レートの不安定と経常収支不均衡の調整機能の喪失など多くの問題を抱え、それらは国際社会における作用・反作用のプロセスをへて現在の国際貿易体制と、国際通貨体制に強い影響をあたえている。現状のままでは現在の体制を支えていくことが難しく、体制の見直し問題は、ますます大きい関心事となってきた。

ここでは貿易と通貨の密接な結びつきをふまえながら、とくに自由貿易を基礎とする国際貿易体制に焦点をおき、この体制をめぐる諸問題を考察し、さらに、それらの問題が国際通貨における諸問題といかに深く係わっているか、に言及しながら、今後における国際貿易体制の改革をめぐる政策的な考察を示すことにしたい。

(1) アメリカ・西ヨーロッパ諸国、日本などの先進国における各種の貿易摩擦は、最近ますます激しくなり、それらの地域における保護主義の風潮は著しく高まってきた。

摩擦の度合を高めたもっとも大きい要因の1つは、世界経済、とくに先進工業国経済の長期停滞であった。

各国の産業（とくに第1次、第2次産業）部門の多くは沈滞し、失業は戦後最大の水準となった。国際市場における激しい輸出競争のなかで、外国から輸入増大により各國の主力産業のいくつかは大きい打撃をうけた。それは各國において長い歴史をもついくつかの産業にとくに厳しいものであった。そのため、輸出相手国の自主規制や当該国への輸入制限的措置を求める強力な政治的压力がつくりだされた。

(2) こうした状況のもとで生じる2国間のあるいは総体的な、貿易収支・経常収支の赤字増大は、その政治的圧力を当該産業レベルから国民経済レベルへと拡大させ、冷静な判断を困難にするほど感情的摩擦を増幅させる役割を演じた。

貿易収支・経常収支の赤字累積は、輸出

相手国に輸入増加を求める圧力を生みだした。輸入増大を妨げているとみなされた相手国の各種の制度・慣習は、非関税障壁として非難の対象となり、摩擦のポルテージを高めた。相手国における貿易に関連した制度・慣習のなかには、社会的・文化的・歴史的因素に基づくものなど、通常の意味での非関税障壁とはみとめがたいものがあるが、市場開放要求の奔流はそれをも摩擦の渦のなかに巻き込んでしまった。

(3) 当然のごとく、輸出自主規制や市場開放要求と輸出制限措置など一連の政策思考は相互主義に結びつく。

- ・部分品の現地調達を輸出国へ強制する“ローカル・コンテンツ・ルール”的適用の試み

- ・サービス貿易の拡大を求めて、制度や慣習の変更を求める主張

- ・相手国公共部門（政府部門）の製品やサービス調達への外国企業の参加要求

- ・国産品（サービスを含む）の優先使用の実行

など、いずれも強い相互主義の考え方でその背後はつらぬかれている。

(4) 農産物貿易は先進各国の伝統的な（かつ、かならずしも経済的合理性をもつとはいえない）農業保護政策によってさらに厄介な摩擦を生みだした。

農業補助・助成政策や農業物輸入割当政策は不公正貿易と結びつけられ、一方では相手国にたいする市場開放要求となり、他方では輸入制限正当化の主張となる。強力な政治的压力グループの存在とあいまって、先進国間における農産物貿易摩擦はきわめて激しいものとなった。

(5) 保護政策・産業政策をめぐる摩擦は、農業以外の産業にも生じた。工業にたいする産業政策や、それにからまる財政金融政策（優遇税制、低利融資など）についても、それらが不公正貿易につらなると主張され

るところまで進んでいった。

競争力を失ってきた停滞的な産業の活性化あるいは転換のための助成策、より競争力のある産業確立のための産業政策は、それ自体一時的な輸入の抑制をともない易い。

その点に関していえば、たしかに自由貿易の枠からはずれてしまうが、積極的な調整をおこなうには避けがたい暫定措置であることは否定しない。しかしながら、事態が深刻になると、話はそのようにすっきりとはいかなくなってしまう。なぜなら、保護主義的思考が各国において増大していくからである。

もちろん、技術開発は産業政策の核心的位置をしめるため、技術開発への助成のあり方もまた同じようにして摩擦の火種となつた。この場合は、既存の停滞的産業とは異なり、新しいフロンティアの進出競争における競争条件の“平等化”をめぐる摩擦である。それは完成した生産物の自由貿易体制の論議のなかにすっかり腰を据えてしまった火種である。

(6) こうして摩擦は当該品目の輸出の自主規制から、市場開放にからんだ相手国の中、慣習へ広がり、相互主義の思考に彩られながら、産業助成政策、産業補助金政策を含む産業政策において、ときには摩擦は当事国の社会的構造や文化的背景にまで拡大した。しかし、それはまた、誤解の拡大につながるものであった。

(7) 先進工業国を中心とした長期経済停滞と摩擦および保護主義的傾向との結びつきは確実であるが、貿易摩擦は決して経済停滞のもとにおいてのみ発生する一時的現象ではない。各産業の跛行的発展と生産性の跛行的変化は、国際競争力の幅狭した変動をひきおこす。したがっていずれにせよ摩擦はおきる。ただ1950年代・60年代のごとき成長期であったならば現在ほどには摩擦が激しいものにはならなかつたかもしれない

い。

摩擦緩和のための話し合いは、おおむね自由貿易を抑制する役割を果たし、その範囲はしだいに拡大してきた。各国は少しづつ、自由貿易に抑制措置を加え、自由貿易体制を蚕食してきたのである。

(8) 開発途上国のなかの新興工業国は、その輸出競争産業の確立とともに、先進国との間で摩擦の種を潜在的にも顕在的に増加させた。これらの国の多くは、先進国市場では特恵的措置をうけ、他方、自国の国内市場については保護をつづけてきた。

また一次産品の一部や石油などは自由貿易の枠外にあり、とくに後者はそうである。国際自由取引市場における一次産品の価格の下落低迷は、開発途上国の輸出収入を悪化させ、経常収支の赤字を拡大させた。それらの国は一次産品価格の“妥当な水準”での安定を求めていたが、それは国際的な市場管理を意味する。

(9) 各種の2国間あるいは多国間協定による自由貿易抑制への流れ、単独でとられる輸出拡大措置や輸入抑制措置の流れは、保護主義拡大の抑止の合意や部分的な非関税障壁の廃止、あるいは関税引き下げの促進などにもかかわらず、押しとどめるにはかなりの国際的努力が必要な状況にある。

(10) 開発途上国と社会主義圏と先進工業国との経済的結びつきの深まりは、運輸、交通、通信手段の飛躍的な進歩と関連し、また各國における経済の発展・成長が製品、食糧、エネルギー資源などの貿易の必要性を増大させたことと関連する。この貿易関係の深化は、資本取引の増大による債権債務関係の深化をもたらした。

これら地域間の経済的関連は過去30年ほどの間に大きく拡大したが、この経済的関係の深まりはガットの枠組みへの社会主義圏の参加を拡大した。他方、政治と経済のリンクエージも深まっていることから、これ

ら地域間の政治的安定は自由貿易体制の視点からきわめて重要である。

## Ⅱ. 國際調整を困難にする通貨・金融上の諸現象

(1) 変動相場制が期待されたごとく貿易収支あるいは経常収支の不均衡を調整できず、国内の雇用政策へのフリー・ハンドを政府に保証できなかったことは、摩擦の拡大を促進することになった。それでも為替レートが貿易収支あるいは経常収支の不均衡の拡大に対応して変動する限りは、ある程度はその不均衡の調整機能を期待することができた。しかし、現状における問題は、為替レートがそのような意味での調整的機能を果たしていないことである。

貿易・経常収支の赤字国であるアメリカ・ドルの独歩高はそのことを明示している。

(2) 為替レートは貿易・経常収支の動向よりはむしろ資本取引の動向によって強く影響されている。前者の影響ルートではタイム・ラグが長いが、後者の影響ルートではそれが短いことと、各国の金融市場のつながりが緊密なことによるものである。とくに証券取引を主体とする資本取引においては、その需給は株式の需給に似た動きを示し、オーバー・ショーティング（過剰調整）やバンド・ワゴン現象（現実の経済実態から遊離した自己増殖的とみられる為替レートの一方的な変動）がおきやすい。1970年代末から外国為替市場はこの資本取引の影響を強くうけるようになったが、それは80年代にはいって加速され、為替レートは資本取引の影響を強く受けるようになった。

国際貿易の視点からみてドルの過大評価とみられる現象が続いてきたのは、アメリカの高金利が資本流入を招いたからであり、それに国際金融不安の懸念と国際政治状況がつけ加わったからといえる。

(3) アメリカの高金利は、他の諸国の金利の

引き下げを妨げ、それが先進工業国の長期的経済停滞からの脱却を阻害してきたが、その高金利は為替レートの貿易・経常収支不均衡の調整機能を失わせてきた。収支の赤字にもかかわらず、ドル高を誘発し、財・サービス輸出を抑制し、その輸入を刺激してきた。そして、それは先進工業国間の摩擦の拡大要因となった。

アメリカの通貨供給抑制と高金利は石油ショックにより加速されたインフレーションの抑制政策に基づくものである。先進工業国はいずれもインフレーション抑制のための通貨供給の抑制的管理を強化したが、とくにアメリカとイギリスはインフレーションが沈静化コースを辿った後も事実上それを続けてきた。

とくにアメリカにおいては、長期経済停滞によって加速された財政赤字の増大は、インフレーション再燃とクラウディング・アウトの懸念を増加させ、高金利の支持要因となり、財政赤字の国際的側面における悪影響は明らかになった。

(4) 先進工業国経済の長期停滞により一次產品や石油の需要は低下したため、世界貿易量は伸び悩みそれらの価格は低落した。これは開発途上国の経常収支を悪化させることによって、開発途上国経済の苦境は増幅された。

もちろん、総体として石油市況の軟化は国際経済による効果をもたらした。しかし、石油供給国の中にはメキシコのごとく経済的苦境におち入り、国際金融不安の原因となる国もあらわれた。これは国際経済の相互依存のメカニズムがいかに厳しいかを示している。

(5) 長期経済停滞のなかで開発途上国の对外債務は増大し、国際金融面においては危機的状況が出現したが、それはこの問題にたいする短期的対応策の必要性を高めた。

(6) 自由貿易維持の問題はこの国際金融面の

危機的状況と密接に結びついている。この問題はすでに為替レートの激しい変動によって悪影響をうけている。貿易と金融の間のこのリンクエージは、国際自由貿易体制をめぐる問題と国際通貨体制とが切り離し難い関係にあることを明示している。

債務累積問題への対応は国際通貨機関の役割の増大をもたらし、為替レートの不安定性および為替レートと経常収支動向との関係の希薄化は変動相場制への国際的介入への関心を高めることになった。

### III. 結論的に導出される「政策論」<sup>7)</sup>

これまで詳しく考察したごとく、保護主義的風潮の高まり、債務累積の進行、為替レートの調整機能の不調という状況のもとでは、貿易と通貨にかかる諸問題への対応は、関係国間の一時しおぎの協議と対策の域にとどまることが許されることは明らかである。制度化された方向で事態を改善するため、国際貿易体制と国際通貨体制の現状を総合的な視点から見直すことが必要である。それは自由貿易の根底を支える国際自由市場体制の存在にかかわるものだからである。この点に関する論点を以下に示すことにする。<sup>8)</sup>

(1) これまでの経験は、先進工業国の経済停滞の長期化が、単に先進工業国間の貿易・経済摩擦を激化させ、保護主義を促進するばかりでなく開発途上国経済を悪化させ、それが自由貿易を核とする国際貿易体制に亀裂を生じさせることを示した。他方、それは開発途上国の債務累積の増大を招き、金融上の混乱をとおして先進工業国経済に不測の悪化をもたらし、自由貿易体制を崩す危険を高めることを示した。

国際経済における各国経済の相互依存の絆はすでに述べた理由から、ますます強まっている。したがって、各国の経済政策の

もつ国際的リパーカッション（波及効果）が著しく増大している現状を認識することは、国際貿易体制の見直しをするにあたっての前提条件である。

- (2) 各国の経済力の蓄積過程で生じる競争力の産業別、国別の変化が貿易摩擦の基底にあることの認識の必要性は増大しており、また、産業の国際的調整は自由市場のルールに則すという前提の上で、貿易政策から国内産業政策や関連する財政金融政策などの位置づけの重要性もまた増大している。
- (3) 農業生産については基本的視点における合意が必要である。農産物貿易に関しても、本来は貿易が存在するにもかかわらず、先進国においても保護政策がかなり問題となっている領域である。それは国によって農業の位置づけが異なるが、それぞれに“特別な事情”があるため、多かれ少なかれ保護政策を容認する傾向があるからである。一部にはその特殊性の強調から、農産物貿易を自由貿易の枠外におくべきだという見解さえみられる。

しかし、農業生産といえども、効率性や国民的厚生の増大との関連を無視することは許されないところであり、そうした点をふまえた上で、“産業としての農業”政策、農産物の保護政策の中長期的視野にたった検討を、国際貿易体制の視点からおこなうべきである。それと同時に、当面、これ以上の保護措置の拡大を防止する必要がある。

- (4) 競争力を失ってきた停滞産業の場合、とくに保護主義的措置が現実化される傾向がある。そのような産業の再活性化が果たされるか、あるいは他の有力な生産分野への転換が実現される必要がある。先進工業国はこの点について、自由貿易の原則と基本的には矛盾しない貿易政策や産業政策の条件を検討することが必要である。

これらの産業の場合は、再活性化をはか

7) この政策的内容のより詳細な分析については、文献〔2〕をみられたい。

るにしても、転換をはかるにしても何らかの程度の保護や助成が必要な場合もある。このような状況に対応し、各国が特定産業の保護や助成をおこなう場合のルールを確立することが必要である。

もちろん、ルールの確立にあたっては、先進工業国のみならず、新興工業国を含んだグローバルな視点に立つことが必要である。新興工業国の多くはその国内市場を保護しているが、それは国内の幼稚産業保護政策によるものである。しかし、競争力が増大したある段階において、こうした保護政策は除去されることが必要である。このいわゆる“卒業問題”にかかるルールは、「南北貿易の拡大」という視野のなかで取り扱われるべきであろう。

(5) 今後、新たに開発される技術領域については、国によりその政策は異なっている。それぞれの国における社会的環境、経済的状況、関連する諸制度・慣習などにより政策のあり方は影響される。したがって、これら技術開発にたいする保護、助成については、国別相違を充分に認識した上で、許容される保護、助成の限界について合意が形成されなければならない。

とくに先端的な技術分野は激しい競争を続けている領域であり、そこでの優劣は関連産業のあり方に深刻な利害をもち、技術開発政策のあり方についてのルールを求める声が高まってきたが、前段に述べた事情に充分な配慮を加えながら、ルール問題を検討することが必要である。そのさい、国際的共同開発もそこに含められるべきであろう。

これに関連して開発途上国を含む諸国間での技術移転問題があるが、この問題は先進工業国間のケースも含めて、本質的には民間企業の正常な企業活動の1つとして認識しておくのが原則である。

(6) サービス貿易については基本的視点の合

意が必要である。いずれの国においても、サービスの生産・取引にはそれぞれの国の法制、慣行、制度などが多面的に関与しており、それら諸要因は歴史的、文化的土壤に深く根ざしている。したがって、サービス貿易を自由貿易の枠内に組みこんでいく場合、それら諸要因をすべて各国共通のものにおきかえることは困難である。まずそのことの認識が重要である。

しかし、それら諸要因が大幅に相違するとき、それは事実上、自由貿易を制限することに等しい結果となる。したがって、解消可能な相違と解消不可能な相違とを選別し、可能なものについては、法制、慣行、制度の共通化をはかることが必要である。それにより、内国民待遇とは異なった次元のサービス貿易の自由化が可能になる。そうした方向を指向しながらサービス貿易の国際ルールを創出する必要がある。

さらにまた、サービス貿易にはしばしば対外投資や労働力の移動が付随する。したがって、その点についても、一定のルールが必要となるであろう。関連する対外投資や労働力の移動が強い制約をうけるとき、サービス貿易もまた制約されることになるからである。

(7) 開発途上国は資源保有状況や開発状況に応じて多彩である。したがって、自由貿易とのかかわり合いもそれに応じて異ならざるをえないが、工業化の過程にあって一方では国内産業の保護育成がはかられ、他方では先進工業国への工業品や原材料の輸出拡大が求められている。

工業品については先進工業国の中場開放や貿易への優遇措置、原材料については輸出価格と貿易量の安定が求められている。また、輸出企業の現地部品調達の義務づけ、生産物の一定比率の輸出義務づけや部分的な輸入規制など、開発途上国においてとらわれている措置や要請は多い。いずれも先進

工業国の利害にからむ問題であると同時に、国際貿易体制のあり方にも大きい影響をあたえるものである。

幼稚産業育成や産業転換問題にからんだ一時的な輸入規制問題は、先進工業国でも問題になっており、また特定の輸入品に対するローカル・コンテント・ルールの適用問題など、先進工業国の貿易についても国際貿易体制のあり方に影響をあたえる類似現象が生じている。

これらの問題をどのように扱うかは、関係諸国の利害の錯綜するところであるが、しかし、国際自由貿易体制の枠内で対処しうるよう、受け入れ可能な現実的なルールの確立が必要である。

(8) 国際自由貿易体制問題と深く関連するために検討されなければならない通貨面における問題が、すくなくとも2つある。1つは為替レートであり、もう1つは開発途上国の債務累積である。

安定的な為替レートの存在は貿易の自由な流れを確保するために必要である。為替レートはまた、貿易上の不均衡を調整しうるように動くこともまた必要である。しかし、現実には為替レートの動きは激しく、また為替レートは貿易上の不均衡を調整するように必ずしも動いていない。また、債務累積の進行により、元利支払い不能という事態出現の可能性が高まり、それが強い圧力となって、為替レートの動きにも影響をあたえている。

これらの問題は、世界経済における実物・金融双方における経済諸要因間のバランスなしには、望ましい方向への動きを期待することは本質的に不可能であるが、当面、主要先進国通貨の安定のため、関係国が市場への協調的介入の必要性について合意する必要がある。また、基本的には関係各国間におけるインフレーションと経済活動水準のバランスを確保しうるような財政・金

融政策の協調が必要である。それがなければ国際貿易体制は摩擦の渦のなかで自由貿易の方向を見失う恐れがある。

これら通貨をめぐる論議において重要なことは、それがどのような方法を結論として導き出すにせよ、自由市場体制の精神と抵触する方向であってはならないことである。

## 5. 「新ラウンド」の推進にみられる「政策論」

「新ラウンド」はまだ開催のはこびにいたってはいない。すでにそれが提唱されてから数年をへているが、まだ先進工業国間においてのみならず、先進工業国と発展途上国との間においても、また発展途上国との間においても開催にむけて、すっきりと意見の一一致はみられない。しかしながら、「新ラウンド」は着実に開催にむけて動いている。それは、貿易摩擦の激化がもたらした保護主義的風潮が確実にその力をましつつあるかにみえる現状においては、何らかの協議と合意がなければ、自由貿易の働く余地がせばまり、先進工業国も発展途上国とともに、貿易面からの利益を失なう可能性が大きい、と気づいているからである。

### I. 貿易・経済摩擦と「グレー・ゾーン」の措置の增大

過去40年間において、世界経済は遅しく発展し、その貿易は著しく拡大した。石油危機はそれまでつづいてきた高度成長に逆流現象を引き起こし、世界経済は低成長期に入った。しかし、その石油危機への対応の過程においてエネルギー節約技術の開拓が行われ、経営方式や生活様式も変化したが、まもなく、それにつぎの技術革新のうねりがつづいた。

この「ハイ・テクノロジー時代」の出現は、生産、流通、消費のすべての領域にわたる大

きい変動を引き起こすことになった。とくに先進工業国経済生活はその過程で著しい変貌を遂げ、「豊かな社会」を確固たるものにしたのである。人びとの価値感の多様化は生活内容の多様化と相互に作用し、さらに生産・流通過程とも相互に影響しあい、構造変動ともよぶべき新たな現象を先進国社会に引き起こした。

経済社会の「ソフト化・サービス化」とよばれるこの変動の影響は、国際貿易にもあらわれた。まず、商品貿易の拡大とならん、サービス貿易が拡大し、その比重が増大した。また、資本取引の比重が増大した。前者は経済社会のソフト化・サービス化の反映であり、後者は資本市場の自由化の結果である。しかも、それらの貿易や取引はとくに先進工業国間で増大したのである。<sup>8)</sup>

しかしながら、世界経済は先進工業国を中心にスムーズな発展を遂げてきたわけではなかった。一方では、先進工業国間において貿易摩擦が頻発し、他方では発展途上国と先進工業国との対立が深まったのである。

自由貿易主義を基本理念とするガット体制は、アメリカ経済の相対的地位の低下、アメリカ産業の国際競争力の相対的低落とともにしだいに軋みはじめた。貿易摩擦が頻発し、保護貿易主義の風潮が高まってきた。また、生産・所得における南北格差が拡大するにいたがい、発展途上国は貿易・金融面における特別措置を求めた。1960年代後半にはいってから、しだいに貿易の摩擦度が高まるようになり、保護主義的風潮が顕在化はじめ、同時に発展途上国の特別待遇に対する要求が公然化し、特別措置が具体化されるようになった。

1970年代にはいってから貿易摩擦は激化したが、それは第1次石油危機によって世界各国の経済がうけた打撃の程度が異なり、それ

に対する対応の仕方や打撃吸収のテンポが国によってそれぞれ異なっていたことが原因の一つとなっていた。先進工業世界はたしかにその危機をのりこえ、「豊かな社会」の基盤を固めたが、各国における危機への対応の仕方やテンポは異なっていた。それはまた危機後のハイ・テクノロジー時代の技術的・経済的格差につながっていった。その格差が貿易摩擦の激化へと事態を動かす力となったのである。

同じくこの時期に入ってから南北対立も激しくなった。もともと石油危機そのものがいわばその対立の一つの頂点を示すものであるが、その石油価格の大幅引上げの成功は、発展途上国における新しい国際経済秩序確立への動きを強化する引き金となった。新国際経済秩序を求める運動は、自由貿易のメカニズムのもとでの資源・生産物の流通・配分を原則とするガット体制に対する批判でもある。先進工業国にとって有利なガット体制はからずしも発展途上国にとって有利ではないという見解は、南北対立の核心の一つの側面を示している。

しかしながら、発展途上国内部における格差の拡大、多極化先進工業国の低成長、石油供給の過剰は貿易摩擦や南北対立の様相を変化させた。

貿易摩擦の激化とともに、二国間協議によるガット体制の枠外での貿易規制が増大してきた。保護主義的な政策思考に支えられた各種の政策が、政府レベルにおいて、また民間レベルにおいてとられるようになった。その多くは完全な保護主義でもなく、正常な自由貿易でもない、いわゆる「グレー・ゾーン」の貿易規制である。こうした事態へ導いていった要因のなかに、ガット規約の不備がある。

新興工業国、準新興工業国とよばれる一群の発展途上国の中には、工業品貿易で先進工業国に脅威をあたえるほど、強い国際競争力をもつ特定の産業をもつところがある。他

8) 経済のソフト化とともにいう事態の推移については、文献〔3〕〔6〕〔9〕をみられたい。このソフト化は貿易摩擦や経済摩擦に関係するが、問題のその侧面についてここでは取りあげない。

方、一次產品価格の低迷・不安定にならざっている国、後発発展途上国とよばれる低所得水準の国もある。巨額の債務を抱え、海外からの所得獲得が決定的に必要な国もある。いずれもが先進工業国への輸出拡大や先進工業国からの援助の増大を必要としている。

世界経済の安定と世界貿易の拡大というグローバルな視点からみると、この発展途上国の抱える問題への配慮は不可欠である。もちろんその配慮が自由貿易からの乖離を意味する危険性もある。しかし、発展途上国が経済的にゆきづまることになれば、先進工業国だけで自由貿易体制を維持しつづけることは難しい。

これまで述べてきたところから明らかなように、1970年代にはいってからの世界経済には、自由貿易をおびやかす現象が、さまざま形をとって出現してきた。自由貿易主義を基本理念とするガット体制の根幹を維持しなければならないとするならば、これらの変化に対応した形での体制の点検と調整が必要であろう。

ガット体制の点検と調整は、これまでの関税引下げに主眼をおいたものよりは、はるかに広範な領域にまたがるものとならなければならぬ。非関税障壁に属する各種の制度・慣行・政策、いわゆる商品貿易の枠を超えた国際取引にかかるいろいろな項目や問題、それらに關係するガットの諸規定など、関連する領域は広い。新ラウンドは、まさにこうした点検と調整の必要な事態に対応する大規模な多角的な国際交渉である。現在、債務累積問題や国際通貨問題についても種々論議が進展している折から、積極的な対話と協調を通して新ラウンドにおける交渉を妥結させることの現代的意義はきわめて大きい。

こうした点をふまえ、新ラウンドにおいて討議されるべきと思われる重要な項目について考察・検討をおこなった。それらの項目は、関税（特恵関税制度を含む）、非関税障壁、

発展途上国問題、セーフガード、農産物および天然資源産品（非鉄金融、林産物、水産物）、繊維製品、不正商品貿易、サービス貿易、先端技術貿易などである。それぞれの項目についておこなわれた考察・検討結果にもとづき、つぎに若干の政策上の論議をおこなうことにしておきたい。<sup>9)</sup>

## Ⅰ. 新ラウンドにおける主要討議事項に関する「政策論」

### 1. 関税政策について

(1) 自由無差別の原則による貿易の拡大をめざし、先進工業国はこれまで数度の多角的関税交渉を通じて関税を引き下げてきたが、各国はさらにその引下げに努力すべきである。

現在でもなお、高関税率の国もあるが、これら高関税率品目はいずれも輸出国の関心品目であることが多い。これは明白な保護主義的措置であり、特別の配慮を加える必要がある。とくに、日本は新ラウンドへの積極的姿勢を示すため、諸外国の関心をも考慮し、アクション・プログラムをふまえ、関税の撤廃ないしいっそうの引下げを実施すべきである。

(2) 先進工業国の中にもみられるいわゆるタリフ・エスカレーションは、発展途上国の工業化にとり、一つの障害となっている。この事実を勘案するとき、その傾斜を可能な限りやかにするための措置を講じるべきである。

(3) 高度技術製品の場合、その輸入増大に対処するための予防的措置としてしばしば高関税を賦課する例がみられるが、そうした措置はガットの理念に反するものであり、このような関税賦課をやめるべきである。

(4) 発展途上国に対する関税上の優遇措置で

9) ここでの政策的諸問題に対する考え方ないし「政策論」については、「新ラウンド」についての研究会の討議におうところが大きい。この研究会の討議はまとめられて、近く公表される予定である。

ある特恵関税制度については、シーリング枠を拡大ないし弾力化し、特恵例外や特定(S P)品目を見直すなど、特恵制度の改善に努力し、発展途上国の工業化努力と輸出努力を積極的に支援すべきである。

そのための抜本的な改善を推進するため、日本がさきに提唱している国際原則(特恵例外の凍結・削減・特恵税率の原則無税、後発途上国への配慮)が尊重されるべきである。

- (5) 上記の点をふまえ、関税引下げに機動性をもたせることが必要であり、あらかじめ定められた限度内において、引下げ時期や引下げ幅を決定しうる権限を政府にあたえることが望ましい。

## 2. 非関税障壁の撤廃問題

- (1) 現在、世界の非関税障壁の数は約650にのぼるといわれ、その内容は多岐にわたり、農林水産品貿易はいうまでなく、工業品貿易についても3分の1はその適用をうけているという。非関税障壁の拡大を止めることは自由貿易のなし崩し的な縮小を防ぐためにきわめて重要である。

そのため、再活性化の見込みのある産業については、一時的に産業保護の視点に立つ政策をみとめ、その見込みのない産業については速やかな産業転換を検討するなど、積極的な産業調整を真剣に押し進めるべきである。その産業の選別にあたっては、各國は経済的安全保障と同時に国際分業の分担という視点に立っての産業調整を念頭におかなければならぬ。

- (2) 国内経済における各種の制度・機構はその国特有の社会的・歴史的背景があつてさまざまである。それらが非関税障壁とならないために、可能なかぎりにおいて、それらの制度・機構の国際的な類似性、透明性、簡潔性を実現し、行政介入などについてもできるかぎり自由市場経済のメカニズムを尊重すべきである。

(3) 日本は、新ラウンドの積極的な推進国であることを勘案するとき、とくに非関税障壁の撤廃には充分な力をいれ、また、市場開放を推し進めるため、自由化の段階的実施にとりくむべきである。とくに農林水産貿易については、国際分業の視点と安定供給の視点をふまえながら、できるかぎり多くの品目を国際的竞争原理のメカニズムにゆだねるべきである。全体的・長期的な視野においてみると、それは国内的にも国際的にも充分に利益となるという認識が必要である。

## 3. 発展途上国問題

- (1) 先進工業国との景気停滞は、発展途上国の輸出不振の大きい原因の一つであるが、さらに先進工業国との関税および非関税障壁もまたその原因の一つである。とくに輸出可能な工業部門を確立していない非産油発展途上国の輸出シェアは、1970年代に入ってから現在にいたるまでの15年間に、じつに2分の1に激減している。これらの後発途上国に対する障壁はとくに一次産品に多いが、それについては特別の配慮が必要である。

- (2) 発展途上国の中の新興工業国は、その国内にすでに相当程度の輸出競争力をもつ産業を確立している。これらの国はできるかぎりそのガット加盟国としての義務を履行することを旨とし、自由貿易の原則をうけいれるよう努力すべきである。

- (3) 発展途上国の中には、先進工業国との商品貿易に関連する市場開放が不充分なまま、高度技術品やサービス貿易についての自由化が問題とされることに不満を抱いている国が多い。さらにまた、そのなかには、高度技術産業やサービス産業を将来、その国内に確立しようとしている国もある。そうした不満や計画をもつそれら発展途上国に対しては相応の配慮が必要である。

その場合、新ラウンドが1982年にガット

閣僚会議で決定された「作業計画」の延長線上に位置することを改めて確認することが必要である。その「作業計画」では、発展途上国の関心事項が重要な項目として組みいれられているのであり、発展途上国の関心品目に対する先進工業国の中場開放はその関心項目の一つなのである。

#### 4. セーフガードについて

(1) これまで二国間協議になる輸出自主規制にみられるごとく、ガットルールによらない貿易制限、いわゆるグレー・ゾーンの措置がガット体制をゆがめている。現在、多くの国の中でもグレー・ゾーンの措置がとられており、これらの措置は事実上、選択的に適用されたセーフガードとしての機能を果たしているといえる。セーフガードはあくまで無差別原則に立脚すべきものであるが、その点に着目するとき、新たに選択適用を認知する条項を認めることはきわめて現実的な解決策の一つといえる。

その新条項は、当事国間の合意、合意内容に対するガットへの通告義務、発動要件の明確化、期間明示と漸減性の義務づけ、などを含む必要がある。

グレー・ゾーンの措置が無原則に拡大するとき、自由貿易主義にもとづくガット体制はまったく形骸化してしまうのは明らかである。新条項はそれに対する歯止めとなりうるものでなければならない。

#### 5. 農産物および天然資源産品貿易

(1) 1982年ガット閣僚会議で決めた「作業計画」にもとづき設置された農業貿易委員会が指摘したごとく、先進工業国の中農産物貿易は輸入制限のための各種の措置や輸出補助金などにより大幅にゆがめられている。水産物や林産物についても輸入制限的措置をとる国が多い。これらの産業がそれぞれの国・地域でもつ經濟的・社会的・政治的特殊性に対して一定限度の配慮が必要であることはいうまでもない。しかし、そのこ

とはこれらの生産物貿易がガット原則から離れるのを容認することを意味していない。競争になる効率性の追求をやめるならば、世界貿易の利益が失われるばかりでなく、その当事国の国民的利益をも犠牲にすることになる。したがって、できるかぎり自由貿易のルールにしたがうことを原則とすべきものである。

(2) 輸入制限的措置のなかには、残存輸入制限ばかりでなく、ガット条約に基づいていよいえ、アメリカが農産物の輸入制限に利用しているウェーバー適用も含められるべきである。

各国はこれらの輸入制限の対象品目数をできるかぎり削減する必要があると同時に、同じ目的のための高率関税も引き下げさせるべきである。また、制限的措置をやむをえずとらざるをえない場合に対処するため、その方法や限度についてのガットルールを確立する必要がある。

(3) 農産物の輸出助成策については、その助成に一定の歯止めをもうけることが必要である。そのために、その助成策採用の条件、方法や限度についての国際ルールを設定すべきである。

(4) 天然資源貿易についても同様であり、輸入制限措置を軽減すべきである。それと同時に自由な取引をゆがめない形で、その価格の安定化を考慮すべきである。

#### 6. 繊維および衣類貿易

(1) 繊維産業は発展途上国が工業化する場合の主力産業であり、またその国際競争力を強化することが容易であるところから、先進工業国の中繊維産業は発展途上国との競合関係にたたされてきた。多角的繊維協定(MFA)はそうした背景のもとで締結されたが、繊維貿易の秩序維持と公平な拡大をめざしたこの協定のもとで、先進工業国の中繊維産業は産業調整のための時間を一定期間あたえられたことになっている。

しかし、この協定はいくつかの修正・制限強化をうけながら延長をつづけてきており、このまま延長がつけられれば、繊維貿易は規制の恒常化した貿易となってしまうことは明らかである。

なおも延長続行を求める国とガット原則の安全適用を求める国が対立し、中間の国は制限緩和をほどこした協定継続とガット原則適用の現実的組合せを主張している。

完全に自由貿易に戻ったときの繊維貿易の混乱、あるいはよりいっそうの制限強化をもたらすようなガット第19条の濫用、いずれも望ましくない。しかし、繊維貿易を例外とすることをはっきりと認めるならば、同種の市場状況にある他産業の貿易に波及する可能性も大である。つぎつぎと例外措置をとる工業品が出現すれば、自由貿易体制は崩れてしまうであろう。

これらの点からみて、中長期的には多角的繊維協定を破棄することが望ましいが、貿易の現状にかんがみ、当面漸進的な自由化をはかるべきである。

## 7. 不正商品貿易問題の取扱い

(1) 知的所有権のなかの商標権を侵害した商品と定義されている不正商品は、多種多様であり、消費財から工業部品、中間原材料や完成生産財にまでわたっている。商標やデザインの盗用のパターンはさまざまであり、その貿易の形態もいろいろであり、不正商品貿易にみる複雑化と多様化に対処する規制方式について国際的合意が必要な段階となっている。

この規制問題は世界知的所有権機構（WIPO）の所管事項とする発展途上国とガットの所管とする先進工業国との間で見解の相違があるが、この場合は、自由貿易に対する規制の追加とみるべき問題ではなく、むしろ自由貿易の枠組の維持のための必要条件とみるべきものである。その視点にたった関係国の合意が必要である。

(2) 不正商品貿易の規制にあたっては、すでに先進工業国間で策定されている「不正商品の輸入抑制措置に関する協定」案を基礎とすべきであり、発展途上国を含めた合意が困難な場合には、とりあえず先進工業国だけで先発してこの問題にとりくむ必要がある。

(3) 不正商品貿易に対処するにあたっては、正当な権利者による申し立て、税関による審査、不正認定の際の没収による第三国への転売防止等がその手続きの骨子となるべきである。その実施にあたっては審査の迅速化をはかるとともに申し立ての濫用を防止する措置を講ずるべきである。これに関連し、商標権制度の国際的統一が望まれる。

## 8. サービス貿易

(1) 第3次産業の比重増大を反映してサービス貿易も増大しているが、とくに通信、情報処理サービス、銀行、保険等「その他民間サービス」の貿易は大きく増大している。この部分にはとくに国民生活や商慣行における歴史的、文化的、社会的要因が大きく影響している。そのため、貿易障壁とみられる要因の内容が複雑である。しかし、サービス貿易の拡大が相互に利益をもたらすものであるとすれば、サービスの自由な取引に対する障壁は可能な限り除くことが望ましい。

(2) サービス貿易については、為替管理上の規制や市場参入への規制が二国間で摩擦の対象にされることが多い。したがって、この点に関する1つの共通の枠組みを定める国際コードづくりを設定し、個々の部門ごとに細則を別途設けることが必要である。この枠組みには内国民待遇、透明性の確保や紛争処理などについての合意が必要であり、それにもとづき公正な競争がもたらされるものでなければならない。

(3) 発展途上国のサービス貿易の自由化に関しての姿勢を考慮し、その自由化のもたら

す影響の利益と不利益を充分に勘案し、過渡的措置の導入を含む検討が必要である。

- (4) 先進工業国は、サービス貿易に対する行政介入を最小限にするため、政府の対外規制を再点検し、その規制の緩和に向かって関係法規の見直しを行すべきである。

## 9. 先端技術貿易

- (1) 高度な先端技術は産業・経済の発展に欠くことのできないものであり、その技術開発には各国とも深い関心をもっている。しかも、高度な先端技術の開発と応用には多額の資金を必要としており、政府の資金援助などの助成策がとられるのが普通である。こうした技術開発の助成はインダストリアル・ターゲティングとして公正競争に反するという見方がある。しかしながら、技術開発の助成はいかなる場合が障害あるいは障害でないと考えられるかを明確にし、簡単に助成の存在を保護的措置の正当化に用いるのを認めるべきではない。
- (2) 各国政府の研究開発助成が不公平競争となる可能性をなくすため、政府の出資にもとづく研究開発活動に対し、他の企業が参加できるようにすることが望ましい。
- (3) 高度情報化社会においては、高度電子機器とそれに付随するソフトウェアやマイクロチップの重要性は高い。とくにソフトウェアの開発には莫大な費用と時間を要するが、その模倣は容易である。もしソフトウェアの作成者の権利が充分に保護されない場合には、ソフトウェアの自由な貿易が阻害されるおそれがきわめて高いので、その権利を国際的に保護するための法的整備をはかる必要がある。
- (4) 各国の政府調達は、しばしば国産品を優先し保護主義的政策手段として利用されている。政府調達協定の対象期間の拡大により高度な先端技術製品については軍事的安全保障にかかわらないかぎり、外国企業を含めた公開入札制とすべきである。

- (5) 高度な先端技術製品、とくに高度電子製品については、国内の当該産業の育成強化のためにしばしば高関税を賦課している国があるが、これはガットの精神に反するものであり、むしろ、研究助成などの産業政策によって代替される必要がある。

## 10. 貿易関連投資について

- (1) 國際的な投資交流は世界経済の活性化と貿易の拡大にとって重要であり、その促進が望まれる。しかしながら、貿易関連投資については生産物の輸出義務づけや部品の現地調達義務づけが求められるなどの現象がおき、自由な貿易の流れに望ましくない影響をあたえている。こうした状況にかんがみ、貿易関連投資の実態を明らかにし、上述のような義務づけが貿易にあたえる影響を検討する機会をもうけるべきである。

## 11. 多角的貿易交渉における協定（MTN協定）および取極めについて

- (1) 東京ラウンドでは、非関税壁に関する7つの協定と2つの取極め、すなわち「MTN協定および取極」が成立したが、その署名国は多くはない。先進国はもちろんのこと、とくに発展途上国の署名国が少ないので、それら途上国が加入しうるよう追加的配慮が必要である。

## 12. ガットの信認回復と機能強化について

- (1) ガットの信認を回復するために、先進各國政府はその貿易政策や貿易上の措置がガットの原則に反しないよう配慮し、また国内の保護主義的勢力の圧力を排除するなどにより、発展途上国の猜疑心を払拭するよう努力すべきである。

- (2) ガットへの提訴については、ガット上の利益を侵された国の違法提訴に対し、迅速かつ適切に対処しうるよう、ガットの紛争処理手続き規定の改善・強化をはかる必要がある。そのため紛争処理にあたるパネリスト名簿の登録者数を増加し、提訴事項の審議パネルの設定から結論までのスケジュ

ール化をはかる必要がある。

- (3) ガット事務局における作業量の増大に対応して、ガット職員のレベル・アップによる事務処理の迅速化をはかるのが望ましく、また、閣僚レベルの機構を設けることにより、貿易政策にかかる問題解決を促進することができるようとする必要があろう。

また、ガット事務局の強化により、事務局がガットの事務処理と同時に、積極的に問題解決に取りくみ、提言ペーパーのドラフト作成など、実質的業務に貢献しうるようすべきである。

## 6. 内需拡大をめぐる「政策論」

日本の貿易・経常収支の黒字累積が貿易がらみで摩擦の対象となり、それとともに内需拡大が大きくとりあげられるにいたったことはすでに言及した。

最近は、国際通貨基金や経済協力開発機構、さらに先進5か国会議や各国の機関などが、アメリカの経済成長の見通しが明るくないことなどから日本や西ヨーロッパ諸国の内需拡大の必要性を強調したが、これは先進国の景気の悪化は発展途上国にも悪影響をあたえるからである。世界景気の視点からも、貿易摩擦の視点からも日本の内需拡大は一つの焦点となっている。

しかし、日本の貿易・経常収支の黒字増大、とくに米黒字の増大は日本の内需が少ないから生じているのかどうか、その点になると、とても見解が一致しているとはいえない。また、内需拡大が必要だとしても、それを一体どうやって実現していくのか、という点についても意見はわかれてしまう。さらに、内需拡大は果して貿易摩擦の緩和に有効に作用するほど、その赤字を縮小できるのか、という点についても見方はわかれれる。もし内需拡大の実現可能性や効果について短期的にはあまり期待がもてないとしたら、一体どんな代案

があるのか、あるいは少し長い目でなら期待してもよいのかなどなど、内需拡大にはいろいろと問題がある。

### I. 貯蓄投資バランス論からみた経常収支

最近は経常収支の不均衡を貯蓄投資バランスの視点からとりあげるのが一般化しているが、これは当面する問題をみていくときにきわめて有益なやり方である。まず、この貯蓄投資バランス論からみた経常収支の分析は、どのような枠組みの話から議論をスタートさせているか、をみることにしたい。

#### (1) 輸出入差額と収支改善策

きわめて常識的な話であるが、経常収支が黒字であるのは、日本からアメリカなどの諸外国への財貨やサービスの販売額がそれら諸外国からの購入額よりも大きいからである。正確にいえば、経常収支には販売したり購入したりする生産物の金額だけでなく、援助の形で無償で受けとったり、無償であたえたりした金額も含まれるので、生産物の販売額と購入額の差、つまり純輸出に援助の受取金額と供与金額の差額を加えることになるが、日本の場合には援助供与しかないから、その差額はつねにマイナスである。対外援助は経常収支の黒字削減項目である。

日本の場合、経常収支の黒字増大の主因の一つは諸外国への生産物の販売増大である。そのため黒字増大が問題になると、いつもでてくるのは諸外国への販売をへらせという議論である。輸出自主規制から輸出課徴金にいたる各種の措置が話題になるが、輸出自主規制はすでに実行されてきた。そしてつぎに取りあげられるのが諸外国からの購入増加である。黒字をへらすには市場開放から輸入補助金、はては外国品購入運動にいたる各種の方策が議論されてきたが、各種の市場開放策が計画され実施されてきていることは周知のとおりである。

このように、貿易摩擦に関連して計画され実行されてきた上述の政策は、経常収支＝輸出－輸入－援助の図式にしたがっている。もちろん、現実には個別の生産物の特性や政治的・経済的環境に応じて、その政策的措置の具体的な内容は異ならざるをえないが、それは当然のことであろう。

## (2) 内需拡大のための収支の図式

しかし、内需拡大の必要性をめぐる議論は、経常収支の黒字拡大についての上述の図式とは異なった図式にしたがっている。それはこういうことである。そもそも、その国から各種の財貨やサービスが諸外国へ販売されたということは、その国でそれだけの生産物が生産されたけれども、その国内では使用されなかった、ということなのである。使用されていれば、ものがないだから、諸外国へ販売することはできない。

もちろん、諸外国から生産物を購買し使用すれば、それだけ国内で使用される生産物は増加するが、それは外国で生産されたものである。諸外国への販売額がその購入額に等しければ、純輸出はゼロであり、金額的にみれば、その国の生産額と国の使用額とは等しい。経常収支が黒字だということはプラスの純輸出があるということだから、国内での財貨やサービスの生産額よりも国内でのその使用額が少ない。財貨やサービスにはいろいろなものがあるから、あるものは生産よりも国内使用分が少なく、あるものは生産よりも国内使用分が多い。前の場合は未使用分が諸外国への販売へ回されて、後の場合には不足分は諸外国から購入され、国内で使用される。個別の生産物についてそれぞれいろんなケースがあるが、全体をまとめてみると、生産額より国内使用分が少なければ経常収支は黒字となる。

したがって、もし経常収支の黒字を解消しようとするならば、国内での生産額に使用額をひとしくなるまで、その使用額をふ

やしていくべきよ。それにはその生産物に対する国内需要をふやすこと、つまり内需拡大が必要である。もちろん、内需と生産とはお互いに深い結びつきがあるから、内需拡大に応じて生産もまた拡大する。その関係を充分に考慮した上で、国内での生産額、つまり国民総生産に内需がひとしくなるように内需が拡大される。

ここでの図式は経常収支＝国民総生産－国内需要である。国内需要は三つの柱からなりたっている。いうまでもなく、それは消費需要、投資需要、政府需要である。したがって上の図式は、経常収支が国民総生産から消費需要と投資需要と政府需要を差しひいたものだといっているのであり、もし日本の経常収支の黒字の拡大を喰いとめようというのであれば、海外での使用にふりむけられる部分をへらすために、消費や投資など民間需要や公共支出などの政府需要をふやさなければならない。内需が拡大しないかぎり、生産物は外需にむけられてしまう。ここでのポイントは、経常収支の黒字解消のためには、輸出や輸入に直接に影響をあたえることも必要かもしれないが、いずれにしても、国民総生産とのギャップをなくすように、内需を拡大することは不可欠だということである。<sup>10)</sup>

ここで述べたことは貯蓄投資バランス論の一つの変形された議論であるが、内需拡大の必要性を経常収支の黒字解消問題とむすびつけて議論するときには、この図式は適切である。

## II. 内需拡大と為替レート

この内需拡大論については、経常収支の黒字増大に関するもう一つの議論をみておかなければならない。それはアメリカへの日本か

10) この経常収支の貯蓄・投資論の詳細については、文献〔7〕においておこなわれているので、それを参照されたい。

らの資本流出とその黒字拡大の関係である。日本からの資本流出はなぜおきるかといえば、それは日本で資産を運用するよりもアメリカで運用する方が有利だからである。アメリカの銀行の定期預金をふやしたり、国債や社債を買ったりする方が金利が高くて有利だからである。そうした有価証券を購入するためには、円をドルに交換する必要がある。他方、日本の金利が低いため、諸外国の企業や政府は日本で資金を借り入れる。もちろん、借り入れた円をドルに交換して利用するためである。いずれにしても、円を売ってドルを買うわけであるから、円安・ドル高とならざるを得ない。

#### (1) 円安・ドル高と金利

この円安・ドル高のために、アメリカの生産物は日本の国内市場で割高となり、日本の生産物はアメリカの国内市場で割安となる。類似した理由により、西ヨーロッパ諸国との間でも似たような現象が生じることになる。これではアメリカの日本向けの生産物の輸出が増大するわけはないが、日本のアメリカ向け輸出は増大する。これでは、日本の対米経常収支の黒字は増大しないわけにはいかないし、アメリカでは経常収支の赤字が増大することになる。この議論では、日本の経常収支の黒字拡大は円の対ドル為替レートが円安になってきたために生じてきたのであり、その円安ドル高は、両国の金利較差によってひきおこされた日本からの資本流出の増大のせいである。その資本流出の増大は日本の資本収支の赤字増大をもたらしている。

たしかに有価証券の国際取引量が増大するにつれて、資本収支が為替レートを通して経常収支を動かす傾向が著しく増大してきた。ドル安円高が先行していくかぎり、経常収支はそれに左右される。たとえアメリカの経常収支がいかに赤字を拡大しても、それがドル安にむすびつかないとすれば、

為替レートの動きは経常収支の赤字増大からの反作用によって逆転しなくなるから、経常収支の為替レートを通じての自動調整はおこりそうにもないことになる。アメリカが日本や他の先進工業国よりも高い金利を設定していることが、めぐりめぐってアメリカの経常収支の赤字をもたらしているとすれば、日本の経常収支の黒字はその反影でしかない。

ところで、アメリカの金利を充分に低下させるためには、アメリカが通貨供給をふやすか、政府の資金需要をへらすしかない。しかし、政府の資金需要をへらすこととは財政赤字をへらすことであるから、そうなると容易なことではなくなる。アメリカの経済条件と財政金融政策の反影が日本の経常収支の黒字であるとすれば、貿易摩擦の解決のために内需の拡大をはかってみてもはじまらないようにみえてくる。

#### (2) 内需拡大の重要性

しかしながら、この種の議論は盾の一面を強調しそぎている。為替レートはたしかに貿易の流れをきめる有力な要因の一つではあるが、それだけが唯一の有力な要因ではない。経常収支は為替レートだけでは左右されず、各国の国内需要の動きもまた有力な要因である。そのことはアメリカの1984年秋までの力強い経済成長がアメリカの経常収支の赤字増大の大きい原因であったことを想いだせばわかる。それに、日本の対米資本収支が赤字となり、それが原因で対米経常収支の黒字増大が生じたという見方は、資本収支から経常収支への作用と同時にその後者から前者への反作用の存在を過少評価することになる。

経常収支の黒字と資本収支の赤字の組合せの存在は、因果関係を一方的にながめることを意味していない。たしかにこの組合せは国際取引の決済にともなう会計のメカニズムからみて必然的なものであるが、經

常取引と資本取引の中味の構成は経済状況によって著しく異なるはずである。とくに資本取引には対照的なケースがおきる。日本の経常収支が黒字であり、その対応として日本の資本収支が赤字であるという場合に、ドルが日本へその赤字にひとしいだけ流入し蓄積されているときもあれば、その流入したドルが日本からアメリカへ流出しているときもある。

日本がドルを保有するということはドルの短期資産をもつことである。経常収支の黒字によってドル準備がふえつづけるとき、これは日本へのドル流入、つまり短期資産としてのドルが流入しているということである。しかし、もし有利なその他のドル資産があれば、人びとはそれを購入するから、日本からはドルがアメリカへ流出していく、かわりに日本へは有利なドル資産（さきに述べた国債や社債など）が流入してくるであろう。前者の場合にはドルがアメリカから流出し、後者の場合にはドルがアメリカへ流入する。

こうした類いの有価証券の売買は経常収支からまったく独立におこなわれることになるが、経常収支の黒字という条件がなければ、このような海外の有価証券の取得はできない相談である。その意味では経常収支の黒字の増減は資本収支の動きに大きい影響をあたえている。円の対ドル為替レートはその意味では経常収支と資本収支（決済のためのドル為替取引を除く）の動向によって、しかも両収支の動向の強弱によって強く影響される。しかし資本取引の規模が大きいため、為替レートがとかくそれに左右されやすく、為替レートによる経常収支の均衡化が生じなくなっている。そのため、経常収支の均衡化に果す内需の役割が大きく着目されることになる。

### Ⅲ. 内需拡大の実現

それでは内需の拡大をどうやって実現するのか、これがつきの大きい問題である。

#### (1) 内需拡大と税制

自由市場経済のもとにおける内需拡大政策にはそれなりの制約がある。政府支出の操作を直接におこなうか、財政的あるいは金融的措置をとおして民間の消費や投資を刺激するかのいずれかである。しかし、日本の場合には、というよりはむしろ先進工業国おしなべて、いずれの国の政府も財政の赤字にならざれでいる。そのため、内需拡大のために政府が主導的に、たとえば公共支出をふやしていくのが困難な状態にある。とくに行財政改革を断行しようという段階においては、支出削減は問題とはなっても、支出増大が前向きに問題にされる余地はあまりない。

それでは減税によって内需を刺激するはどうかといえば、財政再建を推進中ということでこれまた簡単にはいかない。財政赤字が経済活動を刺激することはわかっていても、減税は財政支出の削減か、あるいは他の領域での増税か、によって埋めあわせなくてはならない、これが財政再建の原則であろう。減税が賃金所得でおこなわれようと、設備投資支出についておこなわれようと、いずれにしても民間需要を増加させるはずである。

このようにみてみると、財政再建を錦の御旗を守ろうとするかぎり、いずれも実行できそうにない。ただ、支出項目や徵税項目の変更をとおして、いくらかの影響を内需にあたえることができるかもしれない。たとえば、税負担の適正化や支出の有効性を配慮して、財政支出項目のウェイトの組みかえをおこなうならば、消費と投資の拡大をもたらすことができる。しかし、こうした視点と同時に、社会における所得分配

の公正化や技術革新をふまえた設備投資の促進などの各種の要請とのかねあいをはかる、という視点にたいしても、相応の配慮を加えることが必要である。

### (2) 民間支出増大のための手段

民間支出を増加させるといつても、政府がむりやりに、民間の消費を増加させたり設備投資を実行させたりすることはできない。それは自由市場体制の世界にわれわれが生きているからである。したがって、一般的にいえば、内需拡大といつても、民間支出については自由市場体制のもとでは減税などの一般的な誘導的措置以上の手段をとることはゆるされないし、それさえも経済社会への影響を充分に考慮しておこなわれなければならない。その点からいえば、もし民間支出を政策によって増加させるための減税ということであるならば、一律減税は副次的影響が少ない方法である。もっとも、政府支出と同じく、課税は国の多様な生産分野と多様な職種や所得階層への資源分配と所得分配に影響をおよぼすからこそ、政府の政策遂行の手段となっているのであるから、こうした多面的な影響を配した減税となるのは当然であろう。

民間支出は規制が最小限度の自由市場のもとでもっとも有効な支出となる。もしさうした自由市場経済のもとでなお内需がもりあがらず、外国製品の輸入が増加しないとしたら、あとは政府支出の増大しかない。その点からみると、最近みられた政府の輸入品購入運動ほど自由市場経済のあり方と無縁のものはないともいえるし、貿易を陰に陽に制限する各種の規制の存在もまた同様である。内需が拡大しても、こうした規制の網目がとり去られないかぎり、内需拡大が輸入が拡大するところまで有効に作用するかどうかわからない。内需拡大がそれなりに有効に作用するためには、輸入規制によって輸入が抑制されないようにするこ

とが必要であるし、国内市场においても、その輸入生産物が日本の生産物と同じ条件のもとで競争できなければならぬ。しかし残念ながらきわめて多くの競争制限があるというのが日本の現状である。

日本の生産物よりも価格が安く、しかも内容のよいものがあるならば、日本の生産者や消費者がそれを購入しないはずがない。内容もよく価格もそれなりに安いのに、なお日本で売れないとしたら、輸入生産物に対する競争制限的な措置や制度が存在しているからである。それがどんなものであるかは品目によって異なるであろうし、表面的には別個の目的のための措置や制度であるかもしれない。いずれにしても、競争制限をもたらすものであるならば、内需がかりに増大しても輸入はそれほど増加しないことになる。

### (3) 内需拡大と輸入

なお、内需を拡大してもそれほど輸入はふえないという計量分析の計算結果もでているようであるが、それは従来の措置や制度を前提にしているので、内需拡大の輸入へのねかえりを、過少に評価していることに留意しておくべきであろう。

また、内需が拡大しても、輸入されるべき生産物が高価ではとても輸入はふえない。したがって、輸入が、内需の拡大とともにふえていくためには、為替レートが阻害要因ならないこと、いいかえると、円の対ドル・レートがあまり安くては、つまりドル高では駄目である。ゆきすぎたドル高であると、日本市場でのアメリカの生産物価格が高くなりすぎてしまい、内需が拡大しても、それはアメリカ生産物の購入へは向っていない。アメリカの経常収支の赤字の増大の一部はアメリカの景気拡大のせいでもあるが、ドルの過大評価のせいでもある。しかし、ドルの過大評価は別に円に対してだけではない。西ヨーロッパ諸国との通貨に対

してもそうなのである。つまりドル高のかなりの部分まではアメリカのせいであり、その財政金融政策のあり方と関係している。内需が拡大しても日本のアメリカからの輸入がさしてふえないとしたら、アメリカにもかなりの責任が残る。

内需が拡大したとき、日本の経常収支の黒字が小さくなるかどうかは、こうした政策的措置や制度や為替レートなどさまざまな要因が内需拡大の効果を打ち消してしまわないかどうかにも依存している。もしこうした側面についても対応がとられるならば、内需が拡大するとき、輸入が増大しないわけにはいかないであろう。その点をぬきにして、前述したように、内需が拡大しても、輸入はさして増大せず、経常収支の黒字削減にはそれほど効果はない、というのは、あまりにも過去のトレンドの延長線上で問題を考えすぎているように思う。やはり、いろいろと内需を拡大してみなければわからないのではないだろうか、幸いにして日本のインフレーションはすっかり鎮静化しており、インフレーションの再燃のおそれはないようであるから、内需拡大に対する物価面からの制約はない。

#### IV. 長期的視点にたつ内需拡大

内需拡大に関連してしばしば民間活力への期待が述べられるが、原則的にいえば、これは別に困ったことではない。政府サイドからの公共支出の増大に財政上の制約があるとすれば、民間企業や家計の活力に期待することになるが、これは民間主導の自由な経済活動を促進することである。さきに述べたように、それには自由経済のメカニズムがうまく作動するようにするしかない。その条件だけをとのえて、あとは市場にまかせるのである。民間が活力を發揮するようにと、政府が精神訓話や道徳的説得をすることは、まったく意味のことである。

そこで問題は、もし内需を拡大をおこなっても、即効的な効果を期待できないとしたときにどうするのか、という点である。

##### (1) 貯蓄に関する政策

内需にこだわるならば、短期的な視点ではなく長期的な視点をふまえた内需拡大策をとるべきではない。たとえば、消費については住宅の充実がその一つである。余裕のない住宅事情のもとでは購入できる生産物の量も種類も限られてくる。国民生活の向上の視点にたっても、ソフト化社会の出現という状況変化を考慮しても、住宅の充実は重要である。住宅事情の改善のもたらすさまざまな影響のなかには輸入需要の増大という項目もはいるであろう。

日本の家計貯蓄率が高い理由は住宅取得と老後の備えであるといわれているが、この高い貯蓄率は、需要抑制をとおして経常収支の黒字につながり、他方、その貯蓄の有利な運用のために日本からアメリカへこの貯蓄が流出している。高すぎる貯蓄率を引きさげるために、この点についての長期的視野の政策が必要である。このことは別に政府が直接に住宅建設にのりだすことを意味していない。住宅というきわめて個人的な性格をもつ耐久消費財は、日本の現状においては、それこそ民間の活力にゆだねるべきものであろう。それと同時に、社会保障制度を充実して老後生活を適度に保障し、日本の並はずれて高い貯蓄率を引きさげることも必要である。

##### (2) 輸出型産業構造の調整論

また、日本の産業構造は輸出型産業構造であると一般にいわれているが、輸出と輸入のバランスのとれた産業構造にすることも必要である。しかし、それは別に原料資源の輸入と工業製品の輸出という加工貿易型の経済のあり方を変更するということではない。日本のように土地はせまく資源が少なく人口の多い国は、付加価値の高い工

業製品を輸出することによって、はじめてその経済をうまく作動させることができるとし、国民生活を維持し向上させることができる。どのように表面的には変化しようと、この貿易立国の姿に変化はない。

しかし、極端なことをいってあらゆる生産物を輸出していては貿易立国はなりたくない。価格がどうしても世界市場の水準にひきさげられないことが明白ならば、その産業あるいは企業は他の産業へ転換するしかない。いわゆる産業調整である。

もしこの産業調整が適度の期間内にうまく実行されるならば、国際分業がうまくなりたつが、それがいつもうまく実行されることは限らないこと、また市場経済にまかされている産業領ほど調整が速やかに進んでいることは、現実の示すとおりである。産業調整を先送りにすればするほど、その産業の保護期間も長くなり、ますます調整が難しくなるであろう。その産業の生産物価格は高い水準に維持され、諸外国からの安価な生産物は日本の市場からしめだされてしまう。これでは内需をいくら拡大しても輸入は増加するはずがない。

もちろん、いずれにしても産業調整にはそれ相応の時間が必要である。産業調整は長期の問題である。これまで日本は関税率をひきさげ、非関税的措置を緩和してきた。今回の行動計画の中間報告でもそれを掲げているが、アメリカをはじめ諸外国はなお不満である。それは一つには問題産業の産業調整の遅れがからんでいるからである。これまで市場開放が遅れている点についてしばしば、彼らから批判されてきた。

産業の活性化や転換は業種によりその難易も異なるし、その社会的政治的影響も異なる。ときにはかなりの期間をかけての調整となってしまふをえないであろう。問題はその長さである。ある程度までやってもなお活性化がはかれず、コストの引下げ

も困難な産業や企業についてはやはり一つの見きわめが必要である。

産業調整はまさにそのようなものである。ただし、ここで問題となるのは酪農、水産、林業を含む広義の農業であるが、農業といつてもいろいろな産業がそのなかにあるから、一本にまとめて農産物の市場開放というわけにはいかない。また、農業の産業調整の促進というわけにもいかない。農産物についてはそれこそ品目によって著しく状況が異なっている。しかし、そうかといって、いつまでも農業全体を論議の枠外おくことは、単に貿易摩擦の視点からばかりでなく、日本全体にとって大きい損害の種をばぐくことにもなる。現状では日本の各種農産物のコストはきわめて高いからである。

#### V. 要求度の高まった内需拡大政策

かつてならば、内需拡大は経常収支の黒字を解消する最有力の手段であった。内需が拡大しそうすれば経常収支が赤字となり、内需を抑制すれば経常収支が黒字となった。もしこんな状況にあるならば、貿易摩擦が白熱化することもなかったであろう。白熱化してもそれは個別の特定品目にとどまったであろう。固定相場制から変動相場制への移行後、しだいに為替レートは経常収支の不均衡を調整する役割を果さなくなった。しかも、国内総需要政策はインフレーションへの配慮を最優先させるのが当然視されるようになった。こうして、保護主義をさける努力が不可欠の事態となり、市場開放問題は深刻になってきた。

いま、市場開放をめぐる摩擦は経常収支不均衡の巨額化を背景に各国の農業政策や租税政策、産業政策や技術開発政策と、ますますその対象領域を拡大してきた。なかでも巨額な経常黒字をもつ日本は、その経済の保護主義的体質のせいもあって諸外国の批判を浴びている。こうした状況をみると、国内総需

要政策を貿易摩擦対応策の枠外に事実上おくのは問題であろう。内需拡大にも一つの役割をあたえるのが妥当だと思われる。<sup>11)</sup>

もちろん、なおしばらくはつづくと思われる経常収支の黒字そのものの活用問題も、「政策論」の視点からみるならば、市場開放や内需拡大とともに重要である。この活用はそれ自体としては貿易摩擦の解消問題に直接につながらないが、その方法いかんによっては、貿易摩擦に役立てることができるかもしれない。<sup>12)</sup>

## 7. 貿易・経済摩擦に対する多様な視点

貿易・経済摩擦に関連した「政策論」について、これまでその展望をおこなうと同時に、その政策上の主張の背景となっている経済的・社会的・政治的条件について考察し、さらに、それらの政策のもつ意味や限界について分析してきた。しかし、この貿易・経済摩擦そのものについて、あるいはその見方については、まったく言及しなかった。別にそれがまずいということではないが、貿易・経済摩擦と限らず、経済現象そのものについての見方というのは、その経済現象にたいする政策的対応にある方向性をあたえることがある。貿易摩擦についても同じことがいえる。極端なはなし、摩擦を経済的なものとみるか、文化的なものとみるか、心理的なものとみるか、政治的なものとみるかでは、政策的対応はことならざるをえない。これまでの論議では、当然のことながら経済的なものとして考察してきたが、それが唯一の見方でないことは、文化摩擦について言及したところからも明らかである。<sup>13)</sup>

以下においては、これまで貿易摩擦をめぐ

11) この点についてのコメントは文献〔8〕に言及している。

12) 文化摩擦そのものをめぐる詳しい論議は文献〔6〕におこなわれており、その種の問題を論じるときには欠かせない文献である。

っておきてきたさまざまな現象を包括的にとりあげながら、貿易摩擦そのものをみてみるとことにしてよい。それは「政策論」としては全くことのできない考察分野であると思われるからである。もちろん、この点について、これまでの各節においてやってきたように、詳細に論議することはできない。いくつかの点をとりあげ、関連する範囲において論議することになるであろう。<sup>13)</sup>

### I. 貿易摩擦における心理的・政治的要因

日本とアメリカの間の貿易摩擦についてアメリカ議会が異常なほどの感情的たかぶりをみせたことは、貿易摩擦がいかに深刻なものであるかを示している。しかし、どうみても異常である、という言い方をするのは日本サイドからみてのことかもしれない。だが、アメリカにおける輿論調査や報道や論説をみていくと、同じような感じで議会の動きをみている人びとも結構いることもたしかである。たとえば、日本はスケープ・ゴートにされていると感じているアメリカ人は決して微々たる数ではないことは、アメリカの輿論調査結果やアメリカの報道・論説から充分にうかがうことができる。

そのようになる理由としていくつかのことが指摘されている。

#### (1) 「スケープ・ゴート」

アメリカ政府は国内の経済政策においてかならずしも成功しているとはいえない。そこでその点を覆いかくすために、日本をスケープ・ゴートにしているという見方である。いわゆる「目を外にむけさせる」という例の政治学的現象をさしている。アメリカ産業が日本の産業に押され、そのため失業が増大したり、企業が倒産したりしているのであり、しかも、日本の産業に不公平な競争によってアメリカの産業を苦境

13) この節で展開される議論は、まだテンタティブなものであることを付言しておく。

においこんでいる、というわけである。これに類したことが、たしかに日本の輸出が急増した生産物について、これまでいわれてきていることは周知のことである。

およそ日本と限らず、アメリカ市場に大量に輸出されるようになった生産物はこういう形で問題にされてきたことは周知のところである。いわゆる「日本たたき」現象はそれが顕著にでた場合の現象だということである。

#### (2) 「ポリティカル・サイクル」

アメリカでは議会の選挙が近づくと、日本の不公正競争がとりあげられ、貿易摩擦が激化し、日本の特定の輸出品がやり玉にあがるといわれている。選挙民にうったえようとする立候補者にとって、不況産業がその地域で大量の失業者をうみだして社会問題化しているとき、それを選挙の争点にすることは当然のなりゆきであろう。その失業が日本から競争的な生産物の輸入の急激な増加の結果生じているということになれば、日本からの輸出急増にたいする攻撃は激しくならざるをえない。

この場合、その因果関係の正確な計量的な確認は別に問題ではない。直感的な因果関係があれば充分なのである。たとえ社会問題化していなくても、充分に目につく失業増大があれば、その選挙地区ではいつでも問題化することができるであろう。場合によっては議員の選挙のみならず、大統領選挙においても、こうした類いの現象は充分におこりうるのである。もしとりあげなければ、他の立候補者によってとりあげられるから、同じことなのである。

このような現象は選挙がおわれば、一応は沈静化する。もし問題が本格的に深刻であれば、選挙後においても、ある猶予期間の後に貿易摩擦はふたたび火を吹くことになるかもしれない。しかし、選挙前のときのようなフィーバーのような摩擦のヒステ

リー的症状とは異なったものになるはずである。たしかに、こうしたポリティカル・サイクル（政治的循環）は存在している。

## II. アメリカと日本の間の戦後経験と貿易摩擦

日本がアメリカに宣戦布告することで始まった太平洋戦争は、日本の敗戦、アメリカの勝利に終ったが、その後の経過は、いろいろと迂余曲折があったが、結局は両国の関係の緊密化の進行という表現がぴったりとするものであった。そのなかで、戦後経験は、現在みられる貿易・経済摩擦のあり方、あるいはその摩擦の進行の仕方と深いつながりがある。

#### (1) 経済的「侵略」の視点

アメリカは太平洋戦争において日本を破った。しかし、その後、日本はアメリカの援助をうけながらその経済力を回復し、ついには、その生産物は世界市場において大きいウエイトをしめるようになり、アメリカへも大量に日本製品が輸入されるようになった。アメリカの重要な産業である自動車産業や先端技術産業の領域においても、日本はアメリカに追いつき、一部はすでに追いついている。アメリカはいまや日本との経済戦争に敗退しつつある。このような状態をそのまま容認することはできない、というわけである。

これはかなり極端なものであるかもしれないが、一応、歴史的に事態をながめ、そこから一つの政策視点をうちだそうとしていることがわかる。こうした見方は、とくに戦後、占領軍の一員として日本に上陸し、日本に滞在した経験をもつ人びとにみられる。敗戦直後の日本経済の姿から40年後の姿を予想することは誰にもできないことがある。

戦後日本の急速な経済成長と日本の産業の国際競争力の強化は、日本の産業とアメリカの産業との間のかつての落差をうめて

しまった。そして、アメリカ市場がいまや日本製品で「侵略」されつつあるということになれば、激しい対応の姿勢がそこからうまれてくることになってしまう。現在、これほどの見方から日本に対する政策をうちだそうとまではいかなくとも、貿易摩擦の激化に一役かっている要因であることはたしかであろう。

## (2) 「小国意識」の問題

日本はいまや充分な経済大国となっているにもかかわらず、それにふさわしい行動をとっていない、という批判は、しばしば耳にし、目にする批判である。日本はたしかに敗戦直後は貧しかったし、アメリカの援助や理解を必要としていた。しかし、40年をへた現在、日本は自由世界ではアメリカにつぐ経済大国である。それにもかかわらず、日本はその経済大国にふさわしい行動や考え方を身につけていない、というわけである。

貿易摩擦が激化するのは、日本が、大国にふさわしい節度ある輸出をおこなわず、激しい洪水輸出を平然とおこなっている。有給休暇も充分とらず、残業に大量の時間を投じ、小さい住居と貧しい社会資本に耐え、とても経済大国とはいえない行動の仕方である。国内市場をみれば、いたるところに輸入阻止に役立つ障害を設けている。アメリカの自由貿易市場をどんどんと利用しながら、みずからの国内市場は頑として防衛し、その市場開放ができるかぎりおくらせようと、政府も民間も一体となって努力している。日本が小国であるならばそれもゆるされるかもしれないが、いまや日本はそうではない。敗戦後の衰弱しきった日本ではない。

この視点はさらにつきのような議論をも包括している。小国日本のときには、ひたすら経済力の蓄積のみを念頭においてもよかった。その力を防衛軍事という、生産能

力の直接的蓄積とは関係のない支出には目をむけず、アメリカに依存していた。アメリカはその負担をおうことで（日本のみならず世界のために）、その経済力の蓄積を犠牲にしてきた。その結果が日本産業の驚くべき発展であり、アメリカへの輸出急増である。したがって、日本はこれだけの経済大国になった以上、いつまでもその力を経済力の蓄積にのみむけるべきではない。

これまで述べたさまざまの点で、日本がその経済大国にふさわしい考え方切りかわり、その行動をかえていくならば、貿易・経済摩擦は解消できるであろう。

このような議論はこれまたかなりの程度まで妥当なものなのであろう。しかし、フロー・タームでみた生産物を急速に増大させること、すなわち急速な経済成長を実現することはできても、それ以上のことは簡単にはできないのが、いわば法則である。

たとえば、両大戦間での出来事を想起してみよう。第一次大戦がおわったとき、アメリカはそれこそ経済大国であることが証明された。債権国としての地位と無傷に残った大量の生産設備を保持していたのはアメリカのみであった。ヨーロッパ諸国は戦争によって疲弊していた。しかし、第二次大戦がヨーロッパではじまるまで、アメリカは果して経済大国にふさわしく行動したであろうか。むしろ、経済大国の時期の意識のもとで行動しようとしたのはイギリスではなかったのだろうか。しかし、イギリスにはそれを裏づける経済力がすでになかった、というのが事実ではなかったか。もちろん、ここでこの見方をきちんと展開する余裕はないが、想起すべき点は、経済大国になることはできても、それにふさわしくその国民自身が、その制度・慣行を含めて、変化していくのには時間がかかる。性急なまた過大な期待は、摩擦を増幅させることにしかならない。

## (3) 「日本のメンタリティー」論

これはいま述べた点につながるのであるが、日本は長い間、たんに戦後においてのみならず、戦前においても（もちろん戦中においても）、きわめて政府主導型の内容の政策がとられてきた。それはまた同時に、国内産業保護のメンタリティーによって裏うちされていた。いわゆる「閻柄主義」に根ざした経済生活は、不能率な部門の切り捨てよりは温存を是とし、全体としての生産性の低さを長時間労働で補完し、高い貯蓄（将来の安定志向）と低い生活水準を両立させた。こうしたやり方を長い間つづけてきたことから、これらを経済成長と歩調をともにして変質させていくことは簡単にはできない。

他方、「貧困に対する防衛」というメンタリティーは、とくに戦中戦後の経験によって日本の年齢的上層階級（それはまた経済的・政治的な支配層を形成している）に定着したメンタリティーである。

これらのメンタリティーは、日本の貿易のあり方に微妙に反影している。それは「市場開放問題」に反影し、また、「輸出拡大問題」に反影している。たとえば、日本の消費者団体や婦人団体の牛肉やオレンジの輸入自由化問題に対する態度をみると、そのことは明白である。何らかの経済的犠牲をともなう政策の変更がどうしても将来のために不可欠であるという場合における、労働組合の態度をみてもわかる。そのとき、政策にともなう経済的犠牲に対する補償よりは、政策そのものに否定的となるケースが多いのに気づくであろう。

メンタリティーは、長い歴史のなかにおいて、つちかわれた結果であるとすれば、メンタリティーにしたがっているだけでは、貿易摩擦の緩和改善に進むのはむずかしい、という見解は一つの見識である。

## III. 歴史的プロセスとしてみた貿易摩擦

貿易摩擦について、これを解消するがそもそもできるのか、と問う視点がある。この視点はかなり長期間をその視野においており、一種の歴史的視点である。

## (1) 「昂揚期」と「停滞期」

日本はいま昂揚期にあり、技術、生産、労働、組織など、どの領域においても昂揚した前進現象がみられる。もちろん、停滞あるいは脱落といった現象がそれぞれにみられるけれども、それは前進していくセクターによって圧倒されてしまっており、その停滞あるいは脱落していくセクターはその影になっていて、とても日本経済をおおう力はない。このような場合に、日本が他の国よりも競争力のある生産物をうみだし、それによって輸出拡大、経常収支黒字、資本供給（輸出）という結果をつくりだし、そのために貿易・経済摩擦がひきおこされたとしても、いたしかたのことである。

こういう状態にあるときには、しばらくそれがつづくものと思わなければならない。どの国も、歴史的にはそのような時期をもっているのであり、そのときには、その国もまた輸出を拡大し、経常収支の黒字を持続させ、そうして得られた資金をそのまま相手国に供給して、全体のバランスを保ってきたのである。したがって、あるときにはイギリスが、あるときはアメリカが、あるときは日本が、ということになったとしても、それは長い歴史的プロセスにおける一階梯である。

これを無理に変更させようとして介入してみても（一国の力で、あるいは国際協力の形で）、それは事態を悪化させるばかりである。いいかえると、摩擦を拡大するばかりである。

## (2) 各国が経験する歴史的プロセス

かつて、イギリスは産業革命をなしとげ、

もっとも強い国際競争力を保持する産業をもつポジションにあった。ヨーロッパ大陸諸国はそれに対する弱いカウンター・パートとしてのポジションにあった。しかしながら、アメリカ新大陸が経済力につけるようになってから、事態がかわり、アメリカ製品はイギリスを含むヨーロッパ大陸へ大量に流れ、激しい摩擦が生じた。やがてアメリカはかつてのイギリスのように、生産物も資本も供給する巨大な黒字国となった。そして、現在は日本がそのポジションにあるが、しかし、将来はまた別な国がそのポジションにつくことであろう。そのとき、日本は、今度はアメリカやイギリスなどのヨーロッパ諸国と同じポジションにつくことになるであろう。

そうであるとすれば、あまり個別的なことで摩擦を激化させても仕方のないことになる。より長期的な視野にたった貿易摩擦への対応が必要ということになる。ただ、個々の企業や産業の立場にたてば、とてもそんな余裕のあることはいっていられない、ということでもある。しかし、上述の視点は、貿易摩擦への対応になにがしかの役にはたつのではないだろうか。

#### IV. 多国籍企業にとっての貿易摩擦

貿易摩擦を激化させている一つの要因として、日本の貿易収支や経常収支の黒字が大幅であるという点がある。とくにアメリカに対する日本の収支はその黒字の大きい部分をしめており、アメリカ・サイドからみても、その貿易収支や経常収支の赤字のかなりの部分が、日本との間でつくりだされている。

たしかに、通常の収支計算のやり方にしたがえばそのようになる（ここで収支計算にみられるかなりの額の「誤差・脱漏」の問題は別とする）。地域つまり国境を基準にした貿易・経常収支については、日本は大幅黒字を計上している。

ところが、現代の先進工業国のしかるべき企業の多くは相当程度に多国籍化している。こうした多国籍化した企業の視点からみると、通常の貿易収支や経常収支は、企業の行動結果とは喰いちがったものに見える。

##### (1) 企業からみた貿易

多国籍企業の視点からみると、その生産と貿易との関係は、つきのようなものとなる。

本国（A）に本拠をもつその企業は、本国においてのみならず、海外においても生産活動をおこない、そこから輸出をし、また輸入もおこなう。たとえば、ある国（B）から原料を調達し、他の国（C）と（D）から中間財としての各種部品を調達し、別の国（E）において運営している工場において、それらを用いて完成品（X）を生産し、それをその国内で販売するとしている。この場合、その（E）は、別に（A）から生産した（X）を輸入しているわけではないが、本国（A）に属する企業の生産した生産物（X）を消費している。その多国籍企業の所属する国から直接に輸入しているわけではないから、それは貿易収支に計上されない。

もし進出企業の生産物の消費量を、その本国の企業からの輸入と同じことになるとみれば、収支はかなり異なったものとなる。こうした計算は困難であることはたしかであるが、アメリカのデル・モンテの海外拠点からのケチャップの供給を、アメリカ企業の輸出とみるというのは、感情の上では奇妙なことではない。たとえば、日本の消費者はデル・モンテのケチャップをスーパーで買うとき、アメリカ製品を買っていると思っているのだから。たとえ、そのケチャップが、台湾からのトマトを使用して、日本にあるデル・モンテの進出工場で生産されたものであるとしてもである。

このことは、通常の国境を基準にした貿

易・経常収支の示す内容は収支を示す唯一の方式ではないことを示している。すくなくとも、貿易収支不均衡は、アメリカの多国籍企業の視点では摩擦の対象とはなりえないものである。同じことは日本の多国籍企業についてもいえるであろう。

## (2) 貿易摩擦への視点の違い

多国籍企業のとした立場から考えると、貿易摩擦にたいする対応そのものもまたかわってくる。

たとえば、アメリカの自動車メーカーにとって、日本からの自動車の大量輸出は不快な問題であり、自主的な輸出規制によって日本がその輸出を抑制すべきだという「要請」は、その場合は一つの摩擦の種となる。かつては事実そうであった。しかし、もしこのアメリカの自動車メーカーが、外国に有力な自動車工場をもっていたとしたならば、そして、その海外の工場で生産された自動車をアメリカへ輸出することも計画していたとしたならば、アメリカが日本に対して自動車輸出の自主規制を求めることはもちろんのこと、自動車輸入の抑制政策をとることにも賛成しないことであろう。なぜなら、アメリカ本国への自動車輸出を自分の手で抑える結果となるような政策はとるはずがないからである。

つまり、そのアメリカの自動車メーカーは、本国で生産することが、コストの面からみて、かならずしも有利でないと判断した場合には、日本車のアメリカへの輸出の増加それ自身に反対するような政策をとらないかもしれない。

これは、アメリカの国民経済にとって有利な政策がかならずしもアメリカの多国籍企業にとって有利な政策とはかぎらないということでもある。貿易摩擦にそくしていえば、アメリカの国民経済にとって不利な現象（日本からの輸入増大によるアメリカの失業の増大というような）が生じても、

それは多国籍企業にとっては、そのまま不利な現象の出現ということにはならないかも知れない。貿易摩擦に対する評価はおのずと異ならざるをえないであろう。

## 8. 政策手段の割当てにおける認識の共通化

これまで、貿易・経済摩擦をめぐる「政策論」についていろいろと考察しながら、全体として、一つの展望をあたえてきた。そこからいえることは、そこに提示されている政策がいかに多様であるか、ということである。それは単に経済的領域のみならず、おおげさにいえば、文化、政治、社会、心理、歴史の各領域にまたがるものであった。それらはまた、全体としてみると、決して相互に矛盾のないようなものではなく、もし同時にそのすべてを実行にうつそうとしたならば、それこそ経済が大混乱におち入ってしまうかもしれない。しかし、はっきりといえることは、それらの政策的主張をつらぬいて、自由貿易体制、より広くいえば、自由競争のメカニズムを中心にすえた、自由市場体制の保持の重要性が強く主張されていることである。

それは、現在の国際経済がさらに順調に安定的に成長していくためにも、したがってまた世界貿易が貿易・経済摩擦の熱波に焼かれ、保護主義的措置の桎梏に痛めつけられずに成長していくためにも、それが必要である、ということを意味している。それはまた、日本経済自体のためにも必要であるということでもある。

現在、日本に対して明示的に求められている各種の政策は、決して斎合的とも思えない。また、アメリカがおこなっている政策が、果してその目標とするところのものを達成できるような内容となっているのかどうかわからない。同じことは日本についてもいえる。ただ事態は、それでもかかわらず、改善の方向

に向っているということである。

為替レートについてみると、円安ドル高現象は、日本とアメリカとの協同介入により、修正されつつある。日本の市場開放についても、「アクション・プログラム」の段階にいたるまで、それほど急速とはいえないが、開放阻止要因をとり除きつつある。現在、なお問題となっている大きい政策は内需拡大政策である。秩序ある輸出はたしかにお問題かもしれないが、これは自由市場体制の精神にそくしていえば、むしろあまりきちんといかないのが、かえってよいのかもしれない。

そうしてみると、日本にとって現実問題として残っているのは内需拡大であり、なお個別品目的に問題となっている市場開放である。これら二つの政策目標の達成はむずかしい。すなわち、市場開放は、経済政策における「政治的要素」によってむずかしくなっているのであって、決して経済プロパーの問題としてむずかしいのではない。

これに対し、内需拡大がむずかしいのは、市場開放と同じ次元における「政治的要素」ではない。財政赤字がそのために拡大するのをみとめるか否か、財政赤字の拡大をみとめた場合、それは財政支出によるのか、減税によるのか、金融政策はあくまでも円の対ドル・レートをその政策運営の指標として用いるのか、など、なお統一見解はない。しかし、財政は内需拡大に、金融は為替レート操作にというのが、現在の日本の割当ての姿である。アメリカもまたその方向に転換してきた。これまで金融を主としてインフレーション抑制に割り当ててきたが、現在はドル高を修正するために、市場介入をおこなっている。現実世界における「政策論」にも、しだいに共通認識がうまれつつある、とみてよいかもしない。

それはまた、現実の政権とからんだ政策的論議の背後にある経済理論のフレームワークをめぐる対立における「戦況」の変化を意味

するといえるであろう。<sup>14)</sup>

#### 〔引用文献〕

- 〔1〕 経済発展協会編『世界の一割国家日本と国際環境』第一法規出版、1984。
- 〔2〕 日本経済調査協議会『国際経済秩序に関する提言』同会刊、1984。
- 〔3〕 大蔵省委託調査研究報告書『経済のソフト化と貿易』大蔵省財政金融研究所、1984。
- 〔4〕 日本貿易会貿易研究所『一般特恵関税制度の経済効果』、関税協会、1985。
- 〔5〕 素形材センター『素形材産業の長期展望報告書』同センター、1985。
- 〔6〕 境界政策・境界行政研究会『経済摩擦と日本の対応』日本関税協会、1982。
- 〔7〕 渡部福太郎「世界経済の安定化と日本役割」『学習院大学経済論集』1985(3月)。
- 〔8〕 同上 「経常黒字の有効活用を」『世界経済評論』1985(10月)。
- 〔9〕 「日本経済新聞」1984(4月)～1985(11月)の期間における関連する諸記事。
- 〔10〕 日米諮問委員会『日米諮問委員会報告』同委員会刊、1984。
- 〔11〕 日本経済調査協議会『変動相場制の評価と展望』同会刊、1983。

14) この政策手段の割当てにおける認識の共通化の問題についてのより詳しい論議については、別稿において論じることにしたい。